

# 資料編

---

1 戸田市第4次総合振興計画後期基本計画策定の経過	132
2 戸田市第4次総合振興計画後期基本計画策定の流れ	133
3 戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議要綱	134
4 戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議提言書	135
5 市民会議からの意見一覧（施策別）	187
6 各施策を推進する個別計画一覧	192
7 用語解説一覧	193

# 1 戸田市第4次総合振興計画後期基本計画策定の経過

平成  
26  
年

- ・ 5月20日 **平成26年度第1回策定委員会開催**  
後期基本計画の策定方針に関する議論を行い、「協働の実践」をテーマに策定することが確認されました。
- ・ 5月26日 **戸田市市民意識調査**  
△  
6月16日 第4次総合振興計画後期基本計画の策定作業の一環として、幅広く市民の意向を把握し、計画策定の基礎資料として活用するため実施しました。市民3,000人を対象に実施し、有効回答数は1,317人、有効回答率は43.9%でした。
- ・ 7月16日 **平成26年度第2回策定委員会開催**  
協働会議の進め方について議論を行いました。
- ・ 8月25日 **協働会議 第1回会議開催**
- ・ 9月30日 **協働会議 第2回会議開催**
- ・ 10月31日 **協働会議 第3回会議開催**
- ・ 11月20日 **協働会議 第4回会議開催**

戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議は、市民、市議会議員、市職員で構成される24人の委員が、それぞれの立場を尊重し合いながら、これからまちづくりについて協働を実践しながら実施されました。

第4次総合振興計画における8つの目標について、現状把握をした上で理想のまちづくりについて活発に議論が行われました。

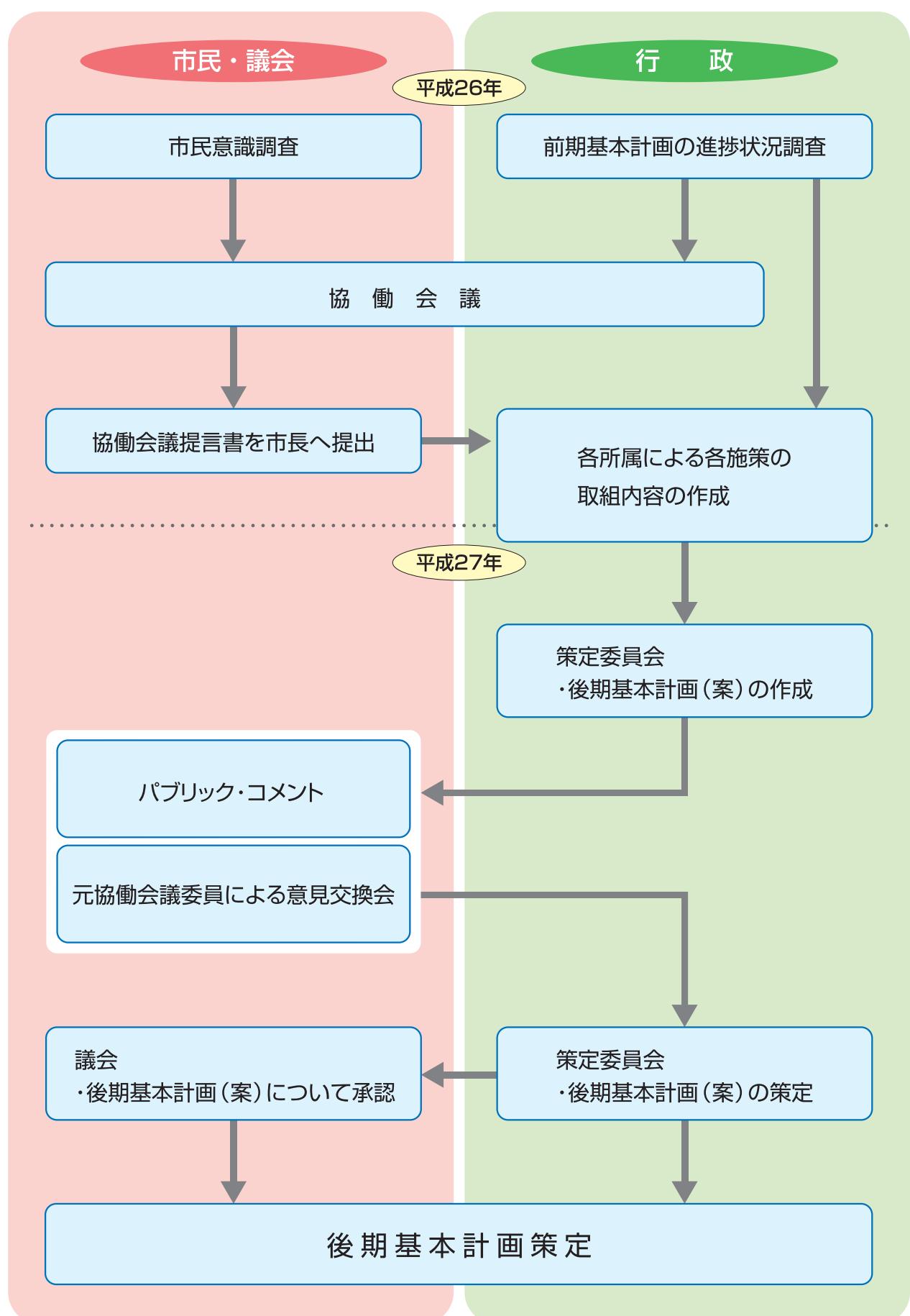
- ・ 11月25日 **平成26年度第3回策定委員会開催**  
協働会議の進捗及び市民意識調査の分析経過を報告しました。

平成  
27  
年

- ・ 12月18日 **協働会議 第5回会議開催**
- ・ 1月21日 **協働会議 第6回会議開催**
- ・ 1月29日 **協働会議 第7回会議開催**
- ・ 2月 3日 **平成26年度第4回策定委員会開催**  
各部局における各施策の取組内容について確認しました。
- ・ 2月13日 **協働会議 第8回会議開催**
- ・ 3月17日 **協働会議 提言書提出式**  
協働会議横山会長から市長へ提言書が提出されました。  
同提言書には、市民、議会及び行政の協働によるまちづくりの推進への強い思いが込められています。
- ・ 3月19日 **平成26年度第5回策定委員会開催**  
市民意識調査報告書及び協働会議提言書について報告しました。
- ・ 4月21日 **平成27年度第1回策定委員会開催**  
策定経過と今後のスケジュールについて確認しました。
- ・ 7月21日 **平成27年度第2回策定委員会開催**  
各施策の取組内容について最終確認を行いました。
- ・ 8月28日 **平成27年度第3回策定委員会開催**  
戸田市第4次総合振興計画後期基本計画（案）について確認しました。
- ・ 10月 1日 **パブリック・コメント**  
△  
10月30日 戸田市第4次総合振興計画後期基本計画（案）について、意見募集を行いました。
- ・ 10月16日 **元協働会議委員による戸田市第4次総合振興計画後期基本計画（案）に対する意見交換会**  
元協働会議委員が集まり、提言書と後期基本計画（案）を見比べながら、意見交換を行いました。
- ・ 11月10日 **平成27年度第4回策定委員会開催**  
戸田市第4次総合振興計画後期基本計画（案）を策定しました。
- ・ 12月 8日 **戸田市第4次総合振興計画後期基本計画（案）を議会へ報告・承認**
- ・ 3月25日 **戸田市第4次総合振興計画後期基本計画を議会へ報告**
- ・ 4月 1日 **戸田市第4次総合振興計画後期基本計画がスタート**

平成  
28  
年

## 2 戸田市第4次総合振興計画後期基本計画策定の流れ



### 3 戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議要綱

(平成26年8月7日市長決裁)

#### ●設置

第1条 平成28年度から平成32年度までの戸田市のまちづくりの指針となる戸田市第4次総合振興計画後期基本計画の策定に当たり、広く市民の参加を求め、市民、議会及び行政の協働による総合振興計画づくりを推進するため、戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議（以下「協働会議」という。）を置く。

#### ●協働会議の役割

第2条 協働会議は、戸田市第4次総合振興計画後期基本計画の策定に必要な重要事項について協議し、結果を市長に報告するものとする。

#### ●組織

第3条 協働会議は、委員40人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民 5人以内
- (2) まちづくりに係る団体等の推薦を受けた者 20人以内
- (3) 市議会議員 5人以内
- (4) 市職員 8人以内
- (5) その他市長が認めた者 2人以内

#### ●会長及び副会長

第4条 協働会議に会長及び副会長を置くことができる。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、協働会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### ●会議

第5条 協働会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、進行するものとする。ただし、会長が選任されるまでの間は、市長が招集し、総務部経営企画課が進行するものとする。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 市長又は会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求める意見を聞くことができる。

#### ●庶務

第6条 協働会議の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

#### ●その他

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

戸田市第4次総合振興計画  
後期基本計画協働会議提言書

戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議  
平成27年3月

## 目 次

提言に当たって .....	1
第1章 課題整理と理想のまちづくり .....	3
【基本目標I 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち】 .....	4
【基本目標II 誰もが健康でいきいきと生活できるまち】 .....	7
【基本目標III 安心して安全に暮らせるまち】 .....	12
【基本目標IV 緑と潤いのあるまち】 .....	16
【基本目標V 快適で過ごしやすいまち】 .....	20
【基本目標VI 活力と賑わいを創出できるまち】 .....	23
【基本目標VII 人が集い心ふれあうまち】 .....	27
【目標 着実な総合振興計画の実行に向けて】 .....	31
第2章 市民、議会及び行政の役割分担～ケーススタディ～ .....	34
ケーススタディから見えた共通ポイント .....	35
【基本目標I 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち】 .....	37
【基本目標II 誰もが健康でいきいきと生活できるまち】 .....	38
【基本目標III 安心して安全に暮らせるまち】 .....	39
【基本目標IV 緑と潤いのあるまち】 .....	40
【基本目標V 快適で過ごしやすいまち】 .....	41
【基本目標VI 活力と賑わいを創出できるまち】 .....	42
【基本目標VII 人が集い心ふれあうまち】 .....	43
【目標 着実な総合振興計画の実行に向けて】 .....	44
参考資料 .....	45
1 戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議 委員名簿 .....	46
2 戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議要綱 .....	47
3 戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議開催状況 .....	49

## 提言に当たって

私たちは、戸田市が策定を進めている「戸田市第4次総合振興計画後期基本計画」に、多様な意見を反映させるため、市の呼びかけに応じ、「戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議」（以下「協働会議」という。）に参加しました。

協働会議は、市民、議会及び行政の三者が集まり、まちづくりについて話し合う、これまでにない会議となりました。構成委員の立場は様々ですが、戸田市を更に住みやすくしたい、という思いは共通です。それぞれの立場から意見を出し合うだけではなく、お互いの立場を理解し、尊重し合いながら、戸田市のより良いまちづくりについて意見を積み重ねました。

協働会議には、2つの大きなポイントがあります。

- ・ポイント1 基本構想及び戸田市第4次総合振興計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）を踏まえた後期基本計画であること

協働会議では、平成23年度から平成32年度までのまちづくりの指針である「戸田市第4次総合振興計画」のうち、後期5年間（平成28年度から平成32年度）に向けたまちづくりについて話し合いました。「戸田市第4次総合振興計画」では、「みんなでつくりこう 水と緑を活かした 幸せを実感できるまちとだ」を将来都市像に掲げ、前期基本計画については、市民会議など、様々な市民の意見が反映された計画となっています。協働会議を進めるに当たっては、それらの思いを最大限尊重するとともに、前期基本計画の進捗を確認しながら、後期基本計画でどのような取り組みを進めればいいのか活発に議論を重ねました。

また、協働会議は、前期基本計画における7つの基本目標と着実な総合振興計画の実行に向けた目標を合わせた8本の柱に基づき、4つのグループによるワーキングを中心に話し合いを進めました。

- ・ポイント2 新たな会議形式であること

協働会議の委員構成は、市民（公募、団体推薦等）、議会（市議会議員）及び行政（市職員）の三者から構成される点が、市民委員のみだった前期基本計画における市民会議と大きく異なります。戸田市自治基本条例（平成26年7月1日施行）が制定され、初めて三者が一堂に会する会議において、「協働の実践」をテーマに、それぞれの立場を尊重しながら、時にはざっくばらんに語り合い、時には熱く議論を交わし、大いに意見交換できたことは、協働会議最大の成果ともいえます。

今後は、こうした会議形式、あるいは協議の場が様々な分野、場面に広げることで三者によるまちづくりを推進し、また、その中で協働会議の体験を活かしていくいかなければなりません。

以上を踏まえ、市長への提言書をまとめるにあたり、提言内容を2つの章に分けました。

第1章では、前期基本計画の進捗状況や委員が実際に感じている課題を基に共有された「現状と課題」、そして後期基本計画で注力すべき取り組み（「理想のまちづくり」）などについて、「戸田市第4次総合振興計画」の8つの柱に基づきまとめました。

第2章は、市民、議会及び行政がどのように役割分担をしながら協力してまちづくりを進めるのか、具体的事例に関する話し合い（ケーススタディ）の記録です。

また、協働会議を通じた共通のキーワードは、「地域のつながり、きずな、協働」「市民、議会及び行政の連携・協働」でした。今回の会議を経験し、まずは三者が互いの力に対する理解を深めることが必要であることを強く認識しました。これから先、三者による協議を積み重ね、その場をより多くの人が体験し、その体験をさらに広めていくことが、戸田市の文化になると確信しています。

今後、本提言書の内容が最大限尊重されながら「戸田市第4次総合振興計画後期基本計画」が策定され、三者協働によるまちづくりが進められていくことを強く望みます。

戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議 委員一同



# 第1章 課題整理と理想のまちづくり



## 【基本目標Ⅰ 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち】

### 1. 目的

楽しく子育てができるよう、家庭と地域社会全体で子育て世代を応援する環境を構築します。戸田市では、子育て世代の転入増加に伴い、安心して子育てができる環境づくりに努め、また、確かな学力を育成するとともに、たくましく心豊かな子どもを地域社会で育み、生涯にわたり学習できるまちを目指します。

### 2. 今後の注力テーマ

- (1) 子育て支援
- (2) 児童・青少年育成
- (3) 学校教育
- (4) 芸術文化活動

◎全目標共通のキーワード 「地域のつながり、きずな、協働」  
「市民、議会及び行政による連携・協働」

### 3. 現状と課題

- (1) 子育て支援
  - ・共働きの増加などによる保育へのニーズが高まり、子ども（特に乳幼児）にとって大事な、母親と過ごす時間が少なくなっている。
  - ・子育て世代は、地域とのつながりや信頼関係が薄いことが多い。
- (2) 児童・青少年育成
  - ・子ども会の弱体化が進み、既に子ども会が無い地域もある。子どもたちの活動がスポーツ団体などに変わってきていることも原因の一つ。
  - ・児童青少年の担当が教育委員会から分けられて以降、市民が同じ活動を行っていても、学校側（教育委員会側）の協力が得られないことが多い。
  - ・青少年の居場所が無い。公民館では運動ができず、町会会館は利用料が高いため使いにくい。
- (3) 学校教育
  - ・学力テストに関しては、小学校は全国平均より高いが、中学校になると低くなる。中学入学時の市外への越境入学や、教師の質（若い教師が多く、経験が浅い）などが原因と考えられる。また、市内の学校は学力が低い、というイメージが付いてしまっていることも課題。
  - ・「教育のまちとだ」の理念が良く分からぬ。細かいカリキュラムではなく、市としてこういう教育をしていく！という打ち出しが弱い。

- ・戸田市の小学生は、「人の気持ちが分かる人間になりたい」と思う割合が全国や埼玉県と比べて、やや低い傾向にある（「平成26年度全国学力・学習状況調査」より）。
- ・PTAは教育のために活動しているが、組織としての位置づけが弱く、そのため、例えば教育センターを借りるにも利用料が掛かるなど、活動を進める上で制度上の問題を感じる。

#### (4) 芸術文化活動

- ・市内では様々な芸術文化活動を行っている団体があるが、それぞれの活動につながりがない。
- ・文化・スポーツ分野が教育委員会の所掌でなくなつてから、学校側の協力が得られにくくなつたり、行政側の人事異動があると、活動内容等について初めから話さなくてはならないなどの弊害がある。
- ・芸術文化活動は人間が生きていく上で必要なものであると捉えられていない。

### 4. 理想のまちづくり～目標に近づくために何をしたらよいか～

#### (1) 子育て支援

- ・働きながら子どもと定期的に接することができる環境づくり
- ・子育て世代と地域が信頼し合うことで、地域での子育てを広げていくこと、また、その意識を醸成すること
- ・自然の中で、のびのびと子どもたちが育つ“わんぱく教育”
- ・子育てサービスの充実により、戸田の子どもたちが戸田で育ち、地域で活躍していく環境をつくること

#### (2) 児童・青少年育成

- ・現在、多様な活動に分散している子どもたちを、子ども会を中心にまとめ、子どもたち同士や活動をつなげていくこと
- ・教育委員会が核となり、行政内部の各部署だけでなく、民間の活動とのつながりも広がるよう、柔軟に連携を図っていくこと

#### (3) 学校教育

- ・親が地元の学校に通わせようという気持ちを持つてこのような取り組みを進めること。そのためには市としての理念、方針をより強く打ち出すこと
- ・学力だけでなく、人を思いやる心や創造性、独創性を育む教育の推進
- ・PTA等、教育のための活動をしている団体等が活動しやすい制度づくり

#### (4) 芸術文化活動

- ・市内の芸術文化活動団体それぞれの活動について、情報を共有し、団体間の交流を活発にしていくこと
- ・アーティストに触れる機会を増やすことで、感性や価値観が磨かれ、豊かな生活や、様々な立場の人とのつながりを広げること

## 5. 総括

現在の子どもたちにとっては、心身の健康や、学力だけでなく、人を思いやる心や創造性、独創性など心の豊かさを育む教育が求められている。

働きながらでも十分に子どもたちと接することができる子育て環境や、地域と子どもたちが交流できる場など、子どもたちを中心とした地域の中でのつながりづくりが必要であり、そのためには、家庭だけでなく、地域の活動団体や行政など、子どもたちを取り巻く周囲の連携・協力が重要である。

また、子どもたちに限らず、アーティストに触れる機会を増やすなど、豊かな感性や価値観を持つ市民の育成も、今後、更に推進していく必要がある。

## 6. 具体的な意見、アイデア集

### (1) 子育て支援

- ・職場や事業所内に保育所を置き、数時間に一度でも母親が子どもに会いに行ける、といった環境ができると良い。
- ・子どもを預けたい市民と、市内にある職場内保育所の空き枠を結び付けていいけないか。救急車のオペレーターのように、どこの保育所が空いているのか、案内できるサービスがあれば更に良い。企業側は保育所の設置を、行政が利用者と保育所とのコーディネート役を行えばスムーズである。
- ・職場がある市外に子どもを預けている市民もいるが、地元での子育てに対して今以上のインセンティブを設けるなど、市内で子育てしやすく、中学生以上でも継続的に地元の学校に通わせ、育っていく環境、意識づくりを進めることが必要である。
- ・親への子育て学習講座について、現状、小学校入学時と中学校入学時のみに実施しているが、これだけでは不十分である。子育て支援の中で、親への学習講座の充実が必要であり、更に充実すべきである。子どもと親の間に、けじめやメリハリがある関係にしてほしい。市民大学でも取り上げられて良いテーマである。

### (2) 児童・青少年育成

- ・教育委員会以外の活動も「教育」として認識してほしい。例えば、PTAで行っている交通安全活動は、「教育」とは受け取ってもらえていないが、立派な「教育」である。
- ・各地域に、総合型の施設があると、青少年団体に限らず、様々な団体の拠点となる。
- ・中学の部活動にOB・OGの高校生が指導者として入るのも良いのではないか。子ども会の運営に、中学生OB・OGに入らせるのも良い。
- ・規律や社会性を身に付けられる場として部活動が重要であるだけでなく、

子ども自身が考えながら自由に遊べる場も重要である。

### (3) 学校教育

- ・頻繁に教師が入れ替わると、なかなか戸田市に合う教師の育成は難しい。  
戸田市として、例えば一定期間は留めるように、という方針を県に要望できないか。
- ・教育という大きな括りだけで考えるのではなく、例えば小学校と中学校では課題は違うのだから、それぞれにこういう教育！という方針を打ち出す必要がある。
- ・学力向上に確実につながるとは言えないが、公立の小中一貫校などもアイデアとしてはある。

### (4) 芸術文化活動

- ・市内で行われている芸術文化活動を共有できる統一されたスケジュール表があると、活動団体同士の情報交換や交流も広がるのではないか。
- ・文化振興基金を持っている自治体もある。現状のばらばらな活動の統一にもつながるため、設置してはどうか。
- ・文化活動は人間が生きていく上で必要と捉えるべきものである。例えば、学校教育や生涯学習の中で、アーティストに触れたり、アーティストから教わる機会を増やすことで、物の見方や価値観を豊かにすることができます。
- ・市民大学において、様々なジャンルのアーティストを呼び、老若男女問わず芸術文化を楽しめる場として展開していくと良いのではないか。



## 【基本目標Ⅱ 誰もが健康でいきいきと生活できるまち】

### 1. 目的

市民が、健やかで元気に暮らせるよう福祉サービスの更なる充実を図るとともに、地域と連携した医療体制を構築し、高齢者や障がい者など、誰もが安心していきいきと生活できるまちを目指します。

### 2. 今後の注力テーマ

(1) 健康づくり

(2) 高齢者福祉

(3) 障がい者（児）福祉

◎全目標共通のキーワード「地域のつながり、きずな、協働」

「市民、議会及び行政による連携・協働」

### 3. 現状と課題

(1) 健康づくり

- ・健康寿命を延ばすには心の健康が大事であり、そのためには、孤立せず、地域とのつながりや仲間づくりが重要となるが、仕事を定年退職した段階で初めて地域デビューすることはかなり高い壁となっている。
- ・以前と違い、検診の機会や健康に対する学習の機会が増えている。また、市からお知らせが届いたり、検診期間も長く設けられたりしている。一方で、あまり受診率が伸びていない。

(2) 高齢者福祉

- ・在宅介護は、介護を受ける人には理想だが、介護をする家族にとっては、周りの支援がしっかりとしていないと負担が大きい。今は、デイサービスが増えた分、日中の負担が減ったが、その分、夜間は大変である。
- ・高齢者を孤立化させないことが課題である。
- ・特別養護老人ホームの待機者が多い。

(3) 障がい者（児）福祉

- ・障がい者は、ハンディキャップがある分、やることに時間は掛かるが、本人たちは自分が障がい者だとは思っていない。周囲の人々が構えて特別扱いしてしまうことが課題である。
- ・障がい者は自立していくかに不安を抱えている。親亡き後、障がい者がどう自立して生きていくかが課題である。

## 4. 理想のまちづくり～目標に近づくために何をしたらよいか～

### (1) 健康づくり

- ・心の健康のため、個人が孤立しないよう、地域に、より多くの仲間やつながりをつくること
- ・特に就労者は、早くから地域にデビューし、仕事をしながら地域と関わり、つながりをつくっていくこと
- ・定年退職後、多くの市民が地域で活躍し、生きがいを感じられるような仕組みづくり
- ・検診の受診率向上。特に、全体の受診率向上や長期的な健康づくりに重要な、若い世代の受診率の向上

### (2) 高齢者福祉

- ・介護をする家族のケアが重要。全てのサービスを行政で行う必要はないが、介護ボランティアがなかなか進まない。ボランティアの結成、募集、要請などにおいては、行政が力を発揮すること
- ・助け合って生活できる環境づくり
- ・特別養護老人ホームに入所しない生活への意識づくり

### (3) 障がい者（児）福祉

- ・障がいも一つの個性として捉えるなど、障がい者に対する健常者の理解の向上
- ・障がい者の自立に必要な、障がい者が持つ適性や能力を活かし、社会貢献できるような土壌づくりと、地域における風土づくり

## 5. 総括

市民が健やかで元気に暮らすためには、心の健康が今後特に重要である。心の健康のためには、地域の中で孤立しないよう、つながりやきずなを構築するとともに、一人一人が地域で活躍し生きがいを感じられるよう、多様な活動の場づくり（活動内容や報酬面などの多様化）が必要である。

## 6. 具体的な意見、アイデア集

### (1) 健康づくり

- ・専業主婦は、日中、まちにいるので地域に入っていきやすい。まちの情報を探して家族に伝えるだけでなく、まちづくりに周囲の人を巻き込むなど、地域とのつながりを広げていく役割が期待できる。
- ・集団や複数人で行くことで、あまり受診に積極でない人を受診させるようになることができる。
- ・健康のための活動をしているグループが、メンバーを固定せず、入りやすい雰囲気をつくることで、活動が広がっていく。また、個々人も、同

じグループや同じメンバーに偏るのではなく、様々なつながりを広げていくよう活動することが大事である。

- ・町会・自治会単位や学校単位など、地域ごとに検診を行えば、地域の人々が集まり、顔見知りになって、仲間が増えるのではないか。
- ・ボランティアとして活動すると、様々なグループに入っていきやすい(受け入れてくれやすい)。また、ボランティアを行うことは目的を持ちやすく、ボランティアを行うとみんなが喜んでくれるため、やりがいにつながるとともに、仲間もできる。
- ・企業の中には、定年退職前に定年退職後の在り方などをサポート(勉強会など)しているところも多い。こういった取り組みが地域貢献の人材育成につながると良い。
- ・大企業の利益のうち、福祉事業に充てている資金はわずかである。この資金を増やし、高齢者によるNPOの立ち上げを支援する施策などに生かせないか。
- ・退職前から、起業家タイプの人材や地域のリーダー候補を発掘し、そうした人材を応援する仕組みが必要である。起業から組織運営までのノウハウを学ぶ機会としてNPOの立ち上げセミナーがあると良い。例えば、社会福祉協議会がNPOの立ち上げを支援し、運営は高齢者などの働き手に任せ、少しずつ自立できるようにする、といったことができないか。
- ・ボランティア活動の喜びを知り、ボランティア参加者を増やすために、ボランティアの活動事例を広めることが必要である。
- ・ボランティア(無報酬)の場だけでなく、インセンティブ程度の収益につながる活動など、様々な活動の形があった方が良い。スマートビジネスが増えてくると良い。
- ・退職してからも何かを生み出す喜び(働く喜びなど)が必要であり、それが生きがいにつながっていく。

#### (2) 高齢者福祉

- ・始めから特別養護老人ホームに入所することを検討せず、入所しないためにどうすればよいかを考える必要がある。
- ・空き部屋を活用し、シェアハウスとして開放することで、その住人が互いに助け合っていく方法が良いのではないか。元気なうちは手助けをし、そうでなくなれば助けてもらいながら共同生活を行っていく方法は一つの方策である。
- ・家賃の安価なアパートに、一人暮らしの高齢者などを数人その部屋に住まわせ、グループホーム化するビジネスがある。グループホームを立ち上げる団体に対してセミナー開催や補助金などの支援が必要である。

#### (3) 障がい者(児) 福祉

- ・障がい者に対し、シルバー人材センターが食事サービスを行うなど定年

退職者が現役時代にやっていた能力を有効活用することが重要である。活動を通じて、サポートする側もやりがいを感じるなど、心も体も元気になり、サポートする自分自身が介護される立場にならないよう意識を高める効果もある。

- ・障がい者を人材として社会で活かせる起業家やクリエイターの発掘が必要である。



### 【基本目標Ⅲ 安心して安全に暮らせるまち】

#### 1. 目的

河川の氾濫による水害や地震などの自然災害に備えるとともに、日常生活における防犯意識の向上を図ることで、災害に強く、また、犯罪や事故の少ない安心・安全なまちを目指します。

#### 2. 今後の注力テーマ

- (1) 防災
- (2) 防犯
- (3) 交通安全

◎全目標共通のキーワード「地域のつながり、きずな、協働」  
「市民、議会及び行政による連携・協働」

#### 3. 現状と課題

- (1) 防災
  - ・防災訓練への参加率向上（特に中高生の参加率が悪い。）
  - ・東日本大震災から時間が経ち、防災への意識が薄くなっている。
  - ・地域には災害時に活用できる資源（機器、道具など）がある。
  - ・地域性や災害発生の時間帯（昼夜）に応じた訓練が必要
- (2) 防犯
  - ・平成26年中の全刑法犯犯罪発生率が県内ワースト3位と高い。内訳としては、自転車盗が最も多い。
- (3) 交通安全
  - ・自転車レーンは走りやすい。
  - ・危険な右側走行など、自転車ルールが守られていない。

#### 4. 理想のまちづくり～目標に近づくために何をしたらよいか～

- (1) 防災
  - ・自主防災の担い手としての中高生の育成  
まずは、防災訓練での居場所をつくり、参加を促すこと（役割の明確化や地域特性の教育、友達などと気軽に参加できる仕掛け、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）などを活用した防災情報にアクセスしやすい環境づくりなど）
  - ・市民一人一人が公助をあてにせず、自助を基本とした防災意識を持つこと
  - ・地域住民が保有している災害時に有用な資源の把握と周知

- ・地域性を考慮した防災訓練や、地域間や学校間、あるいは民間企業（在勤者）と連携した防災訓練の実施

#### (2) 防犯

- ・人の目による防犯活動の強化
- ・防犯活動の一環としてまちをきれいに保つこと
- ・犯罪抑止としての防犯カメラ設置の推進
- ・ピースガードメールなど、犯罪情報発信力の更なる改善、充実
- ・特に自転車盗に対する犯罪抑止及び自己防衛意識の向上
- ・防犯リーダーが活躍できる場づくり

#### (3) 交通安全

- ・自転車レーンの拡充、改良
- ・自転車に関する交通ルールの周知、教育の徹底等によるマナー向上
- ・分かりやすい標識の設置などによるゾーン30の周知徹底

### 5. 総括

地域の防災力向上のためには、自主防災の担い手として中高生を育成していくとともに、そのために重要な、地域と中高生のつながりや居場所づくりを積極的に推進する必要がある。また、地域全体の防災意識の向上や、防災資源の活用を進め、防災訓練を通じた地域全体のつながりとともに強化していく必要がある。

犯罪や事故の減少については、自転車がキーワードであり、自転車盗の抑止や、自転車レーンやゾーン30など交通安全対策を地域全体で進めていくことが求められている。また、防犯リーダーが活躍できる場をつくることも必要である。

### 6. 具体的な意見、アイデア集

#### (1) 防災

##### 【中高生の育成】

- ・学校公開日に防災訓練を行うなど、中高生が防災訓練に参加する工夫が必要である。学校公開日は、地域とのふれあいや、他の年代との交流もできる。
- ・例えば、中高生が、小学生など地域の子どもを引率するような防災訓練を実施すれば、中高生に助ける側としての意識が芽生える。
- ・学校主催のボランティア活動を一年間継続すると学校の進学成果につながる、などといった仕組みをつくれば、中高生が530（ごみゼロ）運動などのボランティア活動をきっかけとして、地域の防災活動などへの参加につながる（学校間や地域間、学校と地域間の連携が必要である）。
- ・他自治体で行っている「親子防災キャンプ」など、イベントと防災をミ

ツクスした活動が広がると良い。戸田市では、芦原小学校で行っている。

- ・中高生など若い世代のためのツールとして、LINE や FaceBook 等で災害情報アプリなどを普及させるなど、中高生がアクセスしやすい工夫をすることで、中高生の防災に対する意識を高める。
- ・SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）などの情報ツールについては、市側の負担も大きく、防災ツールとして市民に浸透するまでの継続性が重要である。
- ・中高生の育成は、養われた倫理観が子や孫に受け継がれていくといった長い目で見ることも必要。

#### 【防災意識の向上】

- ・特に防災については、町会・自治会（自主防災会）や市内企業、学生など、地域の方々が主体的に取り組む必要がある。また、そのためには、日頃からのコミュニケーションが重要である。
- ・防災士のような資格の取得啓発も必要である。防災への意識にもつながる。
- ・教育部門と防災部門が連携して防災意識の向上に取り組むことが必要である。

#### 【地域の防災資源の活用】

- ・地域住民が保有する災害時に有用な防災道具（ジャッキなど）の場所を登録し、災害時に活用できるよう看板などで周知する。

#### 【防災訓練】

- ・防災訓練において、実践を意識した訓練が必要である（避難所単位での訓練実施や、実際に防災パックなどをもって訓練会場まで来てもらう、など）。
- ・中高生に限らず、災害時に支援できる人に、積極的に防災訓練に参加してもらうことが大事である。
- ・タイムライン防災を行う。

#### (2) 防犯

- ・犯罪は汚れている場所で行われる傾向にあるため、町をきれいに保つことも防犯活動の一つとして重要である。例えば、犬の糞の放置をなくすため、ビニール袋を渡す運動が行われている。
- ・防犯においては、青色回転灯装備車両によるパトロールなど、人の目が最重要である。例えば、高齢者の散歩する時間を小学校の下校時間に合わせることで、人の目を活かすことができる。
- ・自転車盗が多い発する地域であることなどについて、周知を徹底する必要がある。自転車を盗難されないように一人一人が意識するようとする。また、自転車盗は、罪の意識が小さいため起きやすい。自転車盗は犯罪であるという認識を持たせることも重要である。

- ・ピースガードメールを登録していても、犯罪のあった地域は分かるが、詳細な場所が和からない。被害場所をもっと特定してほしい。
- ・ピースガードメールには、タイムラグがあり、夜間に起きた事件や地域を次の日の夜間に知ることとなり、その道を子どもが知らぬ間に通行していることがある。タイムラグを極力短くしてほしい。
- ・“toco ふり”など、新たなツールの活用を検討したり、防災行政無線による情報発信なども継続していくべきである。
- ・防犯リーダーと防災リーダーの連携や兼務などにより、防犯リーダーがもっと活躍できるよう場づくりを進めていく必要がある。

### (3) 交通安全

- ・自転車ルール違反の罰金について周知するなど、交通ルールを守ろうとする意識を高める工夫が必要である。
- ・「戸田市みんなで守ろう自転車の安全利用条例」の啓発を促進することにより、交通ルールの周知を図ることができる。
- ・自転車レーンの矢印を短い間隔で設置することで、逆走を減らすことができるのではないか。
- ・万一の自転車事故を考慮して、自転車保険への加入を促進する必要がある。



## 【基本目標IV 緑と潤いのあるまち】

### 1. 目的

首都圏の中にあって、豊かな自然をたたえる戸田市では、市内を流れる荒川の水辺や生態系など環境に配慮したまちづくりを通じて、循環型社会の構築など総合的な環境保全の取り組みを進め、人と自然が調和する共生環境の創出を目指します。

### 2. 今後の注力テーマ

#### (1) 緑地・緑化

#### (2) 公園・水辺

◎全目標共通のキーワード「地域のつながり、きずな、協働」

「市民、議会及び行政による連携・協働」

### 3. 現状と課題

#### (1) 緑地・緑化

- ・市街化区域のみの市域に、新たに緑化のための広い土地を創出することは難しい。特に民地では、駐車場など収入を得るための土地利用が多い。相続税や固定資産税などの税金の存在も民地緑化を進める上での壁となっている。
- ・開発に対する緑化の基準が甘い部分がある。例えば、戸建だと、緑化しなくともいいことになっている。
- ・落ち葉が嫌だからといって安易に木を切ってしまうなど、緑あふれるまちへの意識が低い。

#### (2) 公園・水辺

- ・他市と比べると戸田市の公園はよく整備されていると思うが、高齢者向けや乳幼児向けの公園がない。
- ・新しく公園を整備する際は市民によるワークショップも行われるが、既存の公園については、行政が維持管理を行っているのが現状である。
- ・安全性も重要だが、自然に触れられる公園が少ない。
- ・戸田市は荒川に囲まれ、市内にもいくつか川が流れしており、水辺という点での資源は十分ある。水辺を利用したまちづくりの効果は高いと感じるが、水質の悪さなどの課題はある。
- ・水辺活用に限らず、公共的スペースの整備や維持管理における企業参加が遅れている。

## 4. 理想のまちづくり～目標に近づくために何をしたらよいか～

### (1) 緑地・緑化

- ・緑がなくならない仕組みや、緑が保存される制度づくり（線路沿いの環境空間などの民地や住宅地などの緑化、開発に対する緑化基準の整備、民地の緑化推進のための優遇制度など）
- ・緑化に対する市民の意識向上のため、市民が参加しやすい工夫や、緑を大事にすることに喜びややりがいを感じられる仕組みづくり
- ・緑は市民の財産と考え、緑の保存方法を考えていくこと
- ・樹木を市民からの苦情により安易に切るのではなく、緑あふれるまちづくりにもっと行政も誇りを持つこと。トップダウンで「緑を大事にする！」という意思表示をすることがまちの統一感にもつながること
- ・特に街路樹については、樹木を大切にし、樹木を切る場合でも、自然と調和したまちの環境を壊さないような切り方とするルールづくり

### (2) 公園・水辺

- ・市民の活動拠点や多世代交流の場としての公園づくり
- ・市民が公園を「自分の庭」と感じ、自ら管理運営を行っていくこと
- ・笛目川プロジェクトのように、水辺を歩いて楽しめる場所をもっとつくり、水辺スポットを線としてつなげていくこと
- ・水辺に、カフェなど人が集まる場所をつくること

## 5. 総括

自然と調和したまちとするため、民地の緑化推進や、街路樹を保全する取り組みなど、地域住民がまちの緑に愛着を持ち、守っていく意識・文化の醸成が必要であり、地域住民や行政など地域に関わるメンバーが地域の緑について協議できる場も必要である。

また、戸田市の充実した公園や水辺資源を活かして、地域住民が地域の自然に愛着を持ち、自ら管理運営を行っていけるよう、住民参加による地域の公園の見直しや、休憩所やカフェなど、人が集まり自然の中で交流できる場づくりなどが今後求められる。

## 6. 具体的な意見、アイデア集

### (1) 緑地・緑化

- ・コンテナボックス用地や駐車場などの囲いを樹木にすると良い。きっちり植えずに間が空いていても、十分緑化になる。
- ・緑化に対する優遇（税負担軽減等）があれば、民地緑化を進めることができる。税収は減るが、そうでもしないと緑化は広がらない。
- ・都市整備の中で、緑化という視点を持つことが重要である。

- ・環境空間がずっと放置されたままである。きれいに緑化するなど、有効活用できないか。JR 東日本に対し、戸田市として要望していくべき。
- ・戸建に対する緑化推進の制度（規則）が必要である。
- ・市民の緑化への意識が向上する工夫が必要である。例えば、街路樹に里親制度をつくれば、安易な理由ではその木を切らなくなる。また、マンションのベランダで大きくなりすぎた樹木などを植える場所（緑のバンク）があれば、記念樹などの大事な樹木を捨てることなく、まちの緑化につなげることができ、植えた後も愛着を持てる。
- ・市民が緑を大事にすることに喜びややりがいを感じられる仕組みがあると良い。例えば、景観樹木などを保全・管理している“人”を対象に表彰する制度があるとやる気が出る。
- ・緑のボランティアの花壇について、特定の団体だけでなく、誰でも（他の団体でも）世話をできるような仕組みがあると、みんなが参加できて、“みんなの庭”になる。
- ・川岸のけやき通りの並木が、枝の根元からばっさりと切られていた。まちの景観や緑を守りながら、まちの樹木を管理していく方法を学ぶ必要がある。
- ・街路樹が切られてからでないと、落ち葉に困っている人がいるという情報が入ってこない。そのため、「切らないでほしい」という意思表示もできない。地域の課題を知ることができれば、みんなで協議する場もつくることができる。
- ・街路樹の事に限らず、地域のマネジメントについて、市民、議会及び行政などの関係者が集まって協議する場が必要である。そうした小さな拠点（場）が地域にあれば、よりよい地域づくりや、住民のまちづくりへの参加につながる。例えば、“toco ぶり”により地域の課題が発信されれば、地域のみんなで話し合うきっかけにつながる。

## (2) 公園・水辺

- ・市民が参加して、公園一つ一つを見直していくと、地域に合った公園になるとともに、地域住民の愛着が高まるのではないか。
- ・高齢者にとっては、ベンチなどの休憩ポイントがたくさんあると集まりやすい。
- ・公園は、シニア世代や子どもたち、それから子育て世代など、たくさん的人が集まれる場である。行政が管理するだけでなく、市民自身がみんなで公園をきれいにしよう、と動くことが重要であり、そのためには、行政によるきっかけづくりが必要である。例えば、公園に東屋やログハウスのような休憩所があれば、みんな休めて、集まれて、コミュニティが出来てくる。また、活動に必要な道具や、公園管理に必要な機材も収納できるため、活動の輪も広がるとともに、みんなできれいに管理しよ

うという機運が高まっていく。

- ・樹木に触れたり、昆虫採集ができるなど、自然に触れられる公園が増え  
ると良い。
- ・水辺の遊歩道をつなげていくことが重要である。笛目川にはプロムナ  
ード等が整備されているが、菖蒲川はゆったりと歩けない。
- ・水辺に、ほっとするようなカフェがあると、人が集まり盛り上がる。ま  
た、商業的にも広がりが生まれる。例えば川床式のお店があると雰囲気  
があって良い。市の土地や施設を商業者に貸し出すなど、積極的に河川  
の土地利用を進めてはどうか。
- ・企業の社会貢献活動を評価する仕組みがあると良い。活動を通じて地域  
と企業のつながりができれば、例えば防災訓練での協力体制など、他の  
取り組みにも広がっていく。



## 【基本目標V 快適で過ごしやすいまち】

### 1. 目的

都心に近く、公共交通機関が発達し、移動手段の利便性が向上する一方、都市化と自然環境維持のバランスに配慮した有効な土地利用を図り、市民生活の充実と、暮らしやすく美しい景観を形成する都市空間の確保を目指します。

### 2. 今後の注力テーマ

- (1) ハード整備（市街地整備、道路・公共交通、景観形成）と協働  
◎全目標共通のキーワード「地域のつながり、きずな、協働」  
「市民、議会及び行政による連携・協働」

### 3. 現状と課題

- (1) ハード整備（市街地整備、道路・公共交通、景観形成）と協働
- ・新曾土地区画整理事業や自転車レーンなどの整備が進み、まちがきれいに暮らしやすくなっている。今後も推進してほしい。
  - ・自転車レーンやゾーン30などの整備が進む一方で、まちのルールや交通マナーを知らない、守らないなど整備後の課題がある。
  - ・市外から転入してきた人がコミュニティをつくる場（広場など）が少ない。
  - ・tocoバスの潜在的な利用者はもっといるはずである。情報発信や情報の共有など、tocoバスの有効活用を更に進めていく。
  - ・景観形成では、建物の色の規制や、三軒協定の推進などの課題がある。
  - ・たばこの吸い殻やごみのポイ捨てなどは、まちの景観に大きく影響する。まちの人々の意識やマナーが問題となっている。
  - ・市内には、気軽に立ち寄れるおでかけスポットがたくさんある。市民がもっとまちを知ることができると良い。
  - ・GISの地図情報について、まちづくりに有用な情報がオープンになっていない。

### 4. 理想のまちづくり～目標に近づくために何をしたらよいか～

- (1) ハード整備（市街地整備、道路・公共交通、景観形成）と協働
- ・広場やベンチなど、人がふれあう場所の整備（特にまちの顔である駅前の整備）
  - ・きれいな歩道、まち並み、まちのスポットなど、歩きたくなるようなまちの整備

- ・花のまち（花ロード美女木、オープンガーデン）やポートのまちなど、市民誰もが愛着を持って「戸田市といえば○○のまち」を目指した整備
- ・ハード整備後の維持管理やマナーアップなどをみんなで進めていくこと（市民が、「自分たちのまちだから、自分たちでできることはやっていこう。」と思うこと。町会・自治会だけでなく、他の市民も活躍できる場をつくること）

## 5. 総括

まちづくり事業による自転車レーンや歩いて楽しめるまちづくりなど、今後も安全できれいなまちの整備を進めていく必要がある。

一方で、整備後の維持管理やマナーアップ面で、地域全体ができることがから取り組んでいくことが必要である。ハード整備の段階から、地域に住む住民が関わっていく工夫を図ることにより、整備後の景観形成や地域への愛着につなげていく必要がある。

## 6. 具体的な意見、アイデア集

### (1) ハード整備（市街地整備、道路・公共交通、景観形成）と協働

- ・公園やポートコース、笛目川など、地域の特性を活かした「まち並」が「おしゃれ」の一つとなる。看板や建物の色なども「まち並」には重要である。
- ・歩けるまちとするため、例えば、道路を一方通行にして車両を制限すれば、歩くことにつながるのではないか。
- ・新曽の土地区画整理事業地区は、スポーツセンターや図書館など、様々な施設が集まっている。土地区画整理事業をチャンスと捉え、景観も考慮しながら、一帯を文教地区として整備し、市のシンボル地区としてはどうか。埼京線からも良く見える地区でシティセールスにもなる。
- ・地域のカラーを出せる公園がもっとあると良い。市民が、自分たちの公園だ、という意識になれば、愛着を持ち、もっときれいに使おうとする。
- ・ハード整備後の維持管理は、市民ができることも多いため、より多くの市民が活躍できる場をつくっていけると良い。例えば、浸水の原因となる排水溝にたまる落葉等の清掃を地域住民が行うことで、浸水防止だけでなく、良い景観も保てる。また、公園の清掃も、地域のみんなで行うことで、市民同士のつながりや、公園への愛着が生まれる。
- ・景観面では、ごみのポイ捨てなど市民のマナー向上や、ゾーン30などのルールを市民が知ることも、まちの景観や雰囲気づくりにつながる。例えば、30キロパレードなどを実施してはどうか。参加者は印象に残るし、地域住民も興味を持つだろう。PTAや学校が主体となって実施できると良い。幸魂大橋の開通時に実施したパレードが印象に残ってい

るため、こうした取り組みも有効ではないか。

- ・市民のマナーは、子どもと大人双方への働きかけが必要。子どものマナーアップを図ることで大人が気付かされることも多いのではないか。子どものマナーアップを、教育カリキュラムに組み込んでいる市もある。
- ・交通ルール遵守の徹底については、警察と連携して取り締まりを強化することも方策の一つである。
- ・戸田市は花ロード美女木など、花によるまちづくりに力を入れている。更に推進するなら、例えば市役所から彩湖・道満グリーンパークまで続く花壇を整備すれば、「花のまち」となるのではないか。
- ・通学時に、子どもが楽しく感じる通学路だと良い。例えばきれいな花壇があったり、かわいい犬に会えたり。近所の大人とのあいさつなど、地域とのコミュニティが生まれれば、地域による見守りにもなる。
- ・通学路の中で地域がつながると素晴らしい。通学路マップなどをつくり、地域に配布すれば地域が通学路を知るきっかけになる。
- ・まちづくりを考えるとき地図情報（GIS）は有効である。市民がまちづくりを考えていくため、もっと充実してほしい。



## 【基本目標VI 活力と賑わいを創出できるまち】

### 1. 目的

魅力ある店舗づくり等による商業の活性化及び東京近郊の立地条件を背景とした、競争力の高い新産業や市内経済を支える中小企業への支援など、地域資源を活かした都市型地域産業の構築を図るとともに、新たな雇用の創出による、活力と賑わいのあるまちを目指します。

### 2. 今後の注力テーマ

- (1) 産業
- (2) 地域資源

◎全目標共通のキーワード「地域のつながり、きずな、協働」  
「市民、議会及び行政による連携・協働」

### 3. 現状と課題

#### (1) 産業

- ・大手企業の撤退などにより産業が後退している一方で、駅前を中心に市街地整備が進んでいる。
- ・起業支援センター（以下「オレンジキューブ」という。）については、利用はされているものの、利用後、市外へ移転してしまうなど、戸田市に根付いた操業につながっていない。また、現状ではIT関連の起業家がほとんどである。
- ・戸田市は、公園が多く、荒川土手や彩湖・道溝グリーンパークなど、散歩しやすい場所が多く、ペットも飼いやすい。

#### (2) 地域資源

- ・戸田市には、ボートコースや彩湖・道溝グリーンパークなどのほか、平坦な地形など、多様な地域資源がある。
- ・戸田市は、人の出入りが多いため、多種多様な“人”がいる。

### 4. 理想のまちづくり～目標に近づくために何をしたらよいか～

#### (1) 産業

- ・新たな産業を創出すること。特に若者や学生が集まるような産業や仕掛けがあれば、まちの活性化にもつながる。
- ・オレンジキューブ利用者が戸田市にとどまり、地域に根付いて操業できるような仕組みづくり
- ・空き店舗の活用による産業活性を図ること
- ・散歩途中に休めるお店や、ペットと一緒に行ける店舗など、魅力ある店

舗を増やすこと（人が出歩き、賑わいのあるまちにつながる。）

- ・大型店舗や小型店舗などがそれぞれの強みを活かし、地域の人が利用しやすいよう工夫していくこと
- ・大型店舗は、地域と連携していく意識を持つこと
- ・子どもたちが仕事に興味を持つことにより、活気ある大人、活気あるまちをつくっていくこと
- ・子育て中の母親が、働きやすい環境をつくること

#### （2）地域資源

- ・シティセールスの成功のためには、まず戸田市にある地域資源を市民が認識すること。
- ・戸田市では、様々な出身地や国籍、居住年数などの人々が住んでおり、多種多様な“人”は地域資源である。

### 5. 総括

オレンジキューブや空き店舗の活用による起業家育成や魅力ある店舗づくりを進めるとともに、店舗が地域と連携していくことにより、地域全体の賑わいを創出することが必要である。また、インターンシップ制度など、子どもたちが仕事に興味を持つ環境づくりや、子育て中の母親が働きやすい多様な労働環境づくりが、今後の戸田市の活性化のためには重要である。

また、戸田市の地域資源を市民が認識し、発展させていくことも、戸田市ならではの活力の創出には必要である。

### 6. 具体的な意見、アイデア集

#### （1）産業

- ・戸田市には遊休地があるので、専門学校や大学等を誘致して若者のまちづくりをしていくことで産業の活性化を図れるのではないか。
- ・オレンジキューブ利用者には、戸田市に本社を残してもらうなど、戸田市に根付いてもらうような仕組みにする。
- ・オレンジキューブについて、IT関連だけではなく、多様な業種の起業を増やすには、パーテーションで区切られているだけの構造を改善することが必要である。
- ・空き店舗をアンテナショップ化し、戸田産の農産物などを売り出してはどうか。「収穫祭」などでは農産物が売れており、アンテナショップでも戸田産の野菜などが売れるのではないか。
- ・空き店舗については、期限付きでも出店できるようにする等、柔軟に対応することで活用につながる。
- ・空き店舗で、オレンジキューブと同等のことができる環境を整えれば、IT関連だけでなく、他の業態の起業家も増えてくる。また、起業後は、

そのまま店舗として継続的に利用できる環境を整えれば、戸田市に根付いてくれる可能性が高まる。

- ・中学校や高校の大会としての利用や、大学生の練習場としての利用など、スポーツセンターの活用を発展させるのは有用かもしれない。スポーツセンターに大会誘致を積極的に行い、更に、駅からスポーツセンターまでの通りを商店街として整備すると良い。
- ・犬（ペット）と一緒に歩ける店舗が増えると良い。散歩する人が増えれば、人と人のつながりや、地域の目が増えて防犯にもなる。一方で、ペットとの共存については、アレルギーなど配慮すべき点もある。
- ・コンビニエンスストアは、地域住民に合わせた工夫がされるため、地域密着的な店舗だといえる。また、近くで、ある程度必要なものが買い揃えられるメリットがある。もっとコンビニエンスストアが増えても良いのではないか。
- ・地域通貨の戸田オールについては、コンビニエンスストアでの利用や福祉タクシー券のような活用方法、利用者への周知強化など、利便性の向上を図りたいが、様々な課題がある。
- ・戸田オールなど地域通貨の利便性を向上させる必要がある。
- ・スリーデイズやインターンシップ制度の導入などにより、子どもたち、特に中学生以上に対して仕事に興味関心を持たせる教育を行うことで、活気ある大人が増え、将来の戸田市の活性化につながる。
- ・子育て世代が多い戸田市においては、母親が働きやすい多様な環境づくりがまちの活気には重要である。例えば、女性の起業支援や、子どもの体調に合わせて臨機応変に対応できる職場づくり、若い女性の人材センターなどが良い。

## （2）地域資源

- ・道の駅をつくり、戸田産の野菜を販売するなど、人が集まり販売する場があれば、地域ブランドの創出につながる。
- ・戸田にオリエンピックのボート競技を誘致できれば良い。一方で、誘致した場合、より多くの宿泊施設が必要になる。
- ・“人”を地域資源と捉えると、戸田市には「人材の森」がある。「人材の森」をもっと活用することで、地域資源の発掘やまちづくりの担い手として活躍の場が広がる。
- ・市民大学の単位取得者や卒業者のみが受講できたり活躍できる場をつくることで、“人”的発掘や育成につながる。例えば、防災士の資格を目指すような講座を実施することで、防災士という地域資源を育てることができる。
- ・“人”という点では、ボランティアも重要な要素である。特に、ボランティアに中高生の参加が増えれば、中高生の人材育成につながる。

- ・平坦な地形を活用し、シェアサイクルやレンタサイクルを広げるなど、“自転車”を地域資源の一つとしてキーワードに、盛り上げていくのも良いのではないか。自転車盗の削減にもつながる。ただし、自転車交通ルールを守らない人は、駐輪場利用不可とするなど、自転車マナーを高めることも必要である。



## 【基本目標VII 人が集い心ふれあうまち】

### 1. 目的

市民一人ひとりが自分らしさや生きがいを発見し、それぞれが主体的にまちづくりに取り組めるよう、幅広い市民による地域コミュニティ活動の活性化など、人とのふれあいを通じて、誰もが健やかで、心安らぐ暮らしを実感できるまちを目指します。

### 2. 今後の注力テーマ

- (1) 地域コミュニティ
  - (2) 男女共同参画
  - (3) 国際交流・国際化・国内交流
- ◎全目標共通のキーワード「地域のつながり、きずな、協働」  
「市民、議会及び行政による連携・協働」

### 3. 現状と課題

- (1) 地域コミュニティ
  - ・町会・自治会加入率や子ども会加入率が上がらない。特に若い人の加入率が問題である。
  - ・町会・自治会で実施しているリズム体操や、老人会の定例会などは、中高年世代にとっては、良いコミュニティの場となっている。
  - ・市からお願いされることの受け皿として、町会・自治会の負担が大きすぎる。
  - ・テーマコミュニティによる活動など、町会・自治会以外の活動も盛んに行われているが、そうした活動と町会・自治会とのつながりは少なく、町会・自治会が知らない活動も多い。
  - ・市としては、市内5地区において、町会・自治会だけでなく、テーマコミュニティを含めた様々なコミュニティで構成される「コミュニティ協議会」を設立し、地域の特色に合わせたコミュニティの醸成を目指している。現在設立している「コミュニティ協議会」は、市内5地区のうち、笛目地区のみである。笛目地区では、環境問題や地域の安全、笛目コミュニティセンターができたことなど、地域住民が率先して取り組んでいくという機運が高まるきっかけがあった。
  - ・美女木地区には、「まちづくり協議会」があり、美女木花ロードなど、美化活動を中心とした活動を行っている。
  - ・町会が担っている大きな役割の一つがごみ集積所の設置である。町会に入っていない人も利用しているが、町会が一手に引き受けており、負担

が大きい一方で、代わりはいないのが現状である。

(2) 男女共同参画

- ・女性の思考が保守化してきているという問題が生じている。
- ・市としては、今後、男女共同参画を推進するための条例整備を進める予定である。
- ・男性の育児休業取得促進については、市でも率先して取り組んではいるが、なかなか進みにくい。会社経営の側からも、悩ましい問題である。

(3) 国際交流・国際化・国内交流

- ・(公財)戸田市国際交流協会では、日本語教室などを実施しており、外国人向けの事業を展開している。

#### 4. 理想のまちづくり～目標に近づくために何をしたらよいか～

(1) 地域コミュニティ

- ・町会・自治会だけでなく、テーマコミュニティなど、様々なコミュニティがそれぞれの得意分野で活躍するとともに、相互に協力していく、重層的なコミュニティを形成していくこと。町会・自治会も、重層的なコミュニティの中の一つのコミュニティとして、引き続きまちづくりの担い手として活躍していくこと
- ・様々なコミュニティによる意見交換の場をたくさん設けていくこと

(2) 男女共同参画

- ・女性リーダーの育成

(3) 国際交流・国際化・国内交流

- ・外国人がまちづくりに参加できるように、地域と外国人が意見交換できる場をつくり、少しずつコミュニティをつくっていくこと
- ・外国人が困った時に安心して相談できる場づくり

#### 5. 総括

これまで地域コミュニティの中核を担ってきた町会・自治会はもちろんのこと、今後はテーマコミュニティなど地域の構成員がそれぞれの得意分野で活躍し、主体的にまちづくりに取り組むとともに、必要に応じて相互に協力していく、重層的なコミュニティの形成により、地域コミュニティ活動の活性化を図る必要がある。

また、今後は女性リーダーの育成や、地域の構成員としての外国人との交流なども重要なテーマとしてより一層力を入れて取り組む必要がある。

## 6. 具体的な意見、アイデア集

### (1) 地域コミュニティ

- ・町会・自治会に加入してもらうには、町会・自治会で実施している祭りや防災訓練などのきっかけが必要である。
- ・テーマコミュニティで活躍している人が、町会・自治会に加入していたり、または、町会・自治会の人と知り合いだったりすれば、つながりが生まれてくる。
- ・現在、市からお願いされることの受け皿が、ほぼ町会・自治会となっており、様々なことを町会・自治会が行っており、負担が大きい。町会・自治会が行うものを近所づきあいなどに限定し、町会・自治会の負担を軽減していくことが必要である。
- ・花ロードや緑のボランティアなど、町会・自治会という枠組みを越えた活動も行われている。また、町会・自治会に加入していない人でも自分の得意分野でまちづくり活動を行っている人も多い。そうした市内での様々な活動をしている人たちがつながると良い。
- ・地域で活動している人や、能力のある人を発掘できていない。そのような人がいることをまずは知り、顔見知りが増えていくことが重要である。
- ・行政が協力依頼していく主体は町会・自治会だけではないし、様々な主体が行政と協力し、また、自ら活動していくことが必要である。
- ・行政が町会・自治会以外ともっと協力していくことについて、町会・自治会側から行政へ促した方が、行政も実施しやすいのではないか。行政としても、長年、町会・自治会に依頼してきた歴史や、それに伴う敬意もあるので、町会・自治会を無視して違う団体に協力依頼するのには遠慮があると思う。
- ・町会・自治会の役割として特に重要なことは、班ごとの連絡網によるつながり、いわゆる互助や、生活する上での近所のコミュニティ、あるいは、地域のお祭りなどの伝統を守っていくこと、が挙げられる。町会・自治会はそうした役割を引き続き担いながら、テーマコミュニティなどの様々な主体と協力し合いながら、共にまちづくりの中で活躍できれば良い。
- ・単にまちづくりのためと題して、様々な主体が集まり、連携しようとしてもなかなか進まない。連携の目的を明確にし、それを共有する必要がある。目的を共有することで、個別の課題について、様々な主体が話し合い、連携できる。また、その積み重ねが文化になっていく。
- ・これからまちづくりに参加しようとする人も、その人を受け入れる側も、お互い緩やかな心持ちで、気軽にいつでも参加でき、また、受け入れられるようになると良い。

- ・町会会館を利用して、地域の子どもを地域の人に見てもらえるような、学童のようなことができれば、地域のつながりになるのではないか。
- ・町会・自治会未加入者に、町会・自治会のことを知つてもらうことで、町会・自治会との協力が生まれてくる。町会・自治会加入者と、未加入者との協働が重要である。

(2) 男女共同参画

- ・今後、女性リーダー育成の研修などを実施する必要がある。
- ・特に防災においては、女性の視点が重要である。

(3) 国際交流・国際化・国内交流

- ・茶会など、日本の伝統文化などに関するイベントには、外国人も多数参加しており興味を持っている。



## 【目標 着実な総合振興計画の実行に向けて】

### 1. 目的

市民が戸田市に長く住み続けたいと思うまちづくりを目指して、市民のニーズに応じた迅速かつ的確な行政サービスの提供やその実現に向けた行政運営体制を整備します。

また、健全で効率的な財政運営による行政サービスの質の向上を目指して、財源の確保、事業の選別、受益者負担の適正化に努めるとともに、限られた財源を有効かつ計画的に用いることができるよう、コスト意識に基づいた行政運営を目指します。

### 2. 今後の注力テーマ

- (1) 効率的な行政運営
- (2) 地域力の向上

◎全目標共通のキーワード「地域のつながり、きずな、協働」  
「市民、議会及び行政による連携・協働」

### 3. 現状と課題

- (1) 効率的な行政運営

- ・行政運営は、市民にとってなじみがなく、あまり知らない分野である。
- ・行政が行っている良い取り組みが市民に伝わっていないことが多い。
- ・少子高齢社会を迎える上で、質の高い行政サービスの維持は今後難しくなっていく。
- ・市民がたらい回しになったり、イベントの日程が重なるなど、行政の縦割りを感じことがある。
- ・行政は、高齢者、乳幼児、障がい者などそれぞれ対象者を限定したサービスとなっている。

- (2) 地域力の向上

- ・市民は行政にお任せばかりである。
- ・地域（市民）は、やりたいこと、解決すべきことを自らもっと行政に相談し、行政は、その声によく耳を傾け、もっと地域（市民）が動きやすいように支援できるようになることが重要（地域（市民）と行政は、カウンター越しの関係ではなく、互いの歩み寄りによりパートナーとなっていく）。

#### 4. 理想のまちづくり～目標に近づくために何をしたらよいか～

##### (1) 効率的な行政運営

- ・行政内部で横に情報を広げていくこと
- ・職員の資質向上。例え本来業務でなくても、市を代表して業務に当たっているという高い意識を持って対応していくこと
- ・総花的な予算配分ではなく、優先順位の高い施策から重点的に予算を投じていくこと
- ・数値化による市民に分かりやすい目標設定など、市民と行政が、同じ目標に向かってまちづくりを進めていける環境づくり
- ・データを駆使したまちづくりの推進

##### (2) 地域力の向上

- ・市民と行政の歩み寄り。例えば、行政は情報発信に一層努め、市民も積極的に情報を取りに行く姿勢を持つこと
- ・市民が財政状況等を理解しながら、自分たちでやれることは自分たちでやっていくという意識づくり
- ・PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK→ACTION)の過程に、市民が関わっていく仕組みづくり
- ・頑張っている人を表彰するなど、まちづくりに関わる人のモチベーションを上げる仕組みづくり
- ・日中市内で活動できる主婦の力をまちづくりに活かすとともに、日中市内にいないサラリーマンもまちづくりに参加できる仕掛けづくり

#### 5. 総括

効率的な行政運営やコスト意識に基づいた行財政運営のためには、市民、議会及び行政が同じ目標に向かって進んでいくことが重要である。そのためには、市民は、市政に興味を持ち、やりたいことを積極的に議会や行政と協議し、議会や行政は、市民の声を良く聴きながら、市民が動きやすいように支援していくことで、三者が互いに歩み寄って、まちづくりを進めていくことが必要である。

#### 6. 具体的な意見、アイデア集

##### (1) 効率的な行政運営

- ・市民が得る情報が増えれば、まちづくりへの参加が促進され、コミュニケーションを取りやすくなり、つながりも生まれる。
- ・将来の人口減少を見据えた行政運営が大事である。
- ・市民が「戸田市の取り組みはすごい」と思えるようなPR力をつける。
- ・せっかく良い取り組みを行っているのだから、市民に対し、何度も繰り

返し伝えることが必要である（「ホームページでお知らせしています。」とか「広報を見てください。」では効果が薄い）。

- ・様々なデータを駆使し、戸田市の強みや弱みを認識してもらうことが重要である。

## （2）地域力の向上

- ・PDCAサイクルのうち、特にC（チェック）、A（アクション）に市民を巻き込み、コスト意識を持った市民を育てることが必要である。そのためには、例えば、協働グループを設置し、事業仕分けのような形で予算の優先順位を決めたり、建設的な意見が交わせるようにしていくと良い（市民に分かりやすい仕組みをつくっていくことが必要である）。
- ・市民目線でまちづくりの全体が分かるように、より長期的な視点でPDCAサイクルを実践していくことが必要である。
- ・地区ごとにディスカッションができるようになると良い。
- ・町会・自治会活動において、地区の懇談会などで他地区の情報を得られると、その後の町会・自治会活動に活かせる。
- ・戸田市はベッドタウンであり、サラリーマンは寝に帰ってくるだけだが、主婦は、日中市内にいるだけでなく、情報力、行動力がある。まちづくりに主婦の力を活かすとともに、日中市内にいないサラリーマンもまちづくりに参加できる仕掛けが必要である。
- ・まちが安定しているのは、それだけ頑張っている人がいるからである。頑張っている人を称賛することで、モチベーションが上がり、新たに頑張る人も出てくる。
- ・戸田市が、他自治体へアピールできることをみんなでPRしたり、みんなで守っていくことが必要である。例えば、戸田市の高い財政健全度をアピールしながら、これからも維持できるよう、市民みんなで守っていく。そのことが市民の戸田市への愛着につながり、良い市民が集まってくれることにもつながる。



## 第2章 市民、議会及び行政の役割分担 ～ケーススタディ～



## ケーススタディから見えた共通ポイント

平成26年7月に、まちづくりを行うための基本的な考え方を定めた「戸田市自治基本条例」が制定されました。「戸田市自治基本条例」に記されているまちづくりの基本原則には、「市民、議会及び行政は、それぞれの役割を意識し、それぞれの力を發揮し、互いを尊重し、まちづくりを進めます。」とあります。この一文には、「今は様々な理由で参加できないものの、できる時が来れば参加したいという人も許容し、互いに尊重し合おう」という思いも込められています。協働会議の中でも、「地域のつながり、きずな、協働」が全体を通じた共通のキーワードとして出され、様々な立場があることを共通認識としながら、まちづくりの主体である市民、議会及び行政それぞれの役割について話し合いました。

会議では、第1章で話し合った意見の中から、8つの目標それぞれに具体的なテーマを選択し、ケーススタディとして2つの段階に分けて取り組みました。

ケーススタディから見えてきた三者の役割分担は、次ページの表1及び表2にまとめています。

ケーススタディの具体的な取り組みとして、第一段階では、後に示す各目標の図表1のとおり、各取り組みを担うべきは誰なのか、グループワークによって、市民、議会及び行政それぞれに分類しました。

その結果、8つの目標に共通する課題として、「人材づくり」と「場づくり」が浮かび上がってきました。「人材づくり」は、講座や講演会、資格取得などのスキルアップや、地域の人材発掘、中高生など次世代の育成など、“人”に関する要素です。「場づくり」は、物理的な“場所”的意味に加え、協議などを行う“機会”という意味も含む要素です。この2つの共通要素が、三者の役割分担を考える上での基礎になると考えました。

そこで第二段階では、「人材づくり」と「場づくり」に関するテーマを8つの目標それぞれに抽出し、三者がどのような役割を担えるのか、さらに掘り下げて話し合いました。その結果が、各目標の図表2です。「人材づくり」と「場づくり」に対する三者の役割分担がそれぞれ書かれています。

第二段階の結果から、「人材づくり」と「場づくり」それぞれについて、8つの目標に共通する役割分担が見えてきました（次ページの表1及び表2）。これらは、三者協働のまちづくりを進める際に、最も基礎的で、あらゆる分野で適用できる役割分担です。今後の具体的な取り組みの中で、三者それが意識していくかなければならない項目です。

表1 共通要素「人材づくり」に関する三者の役割分担

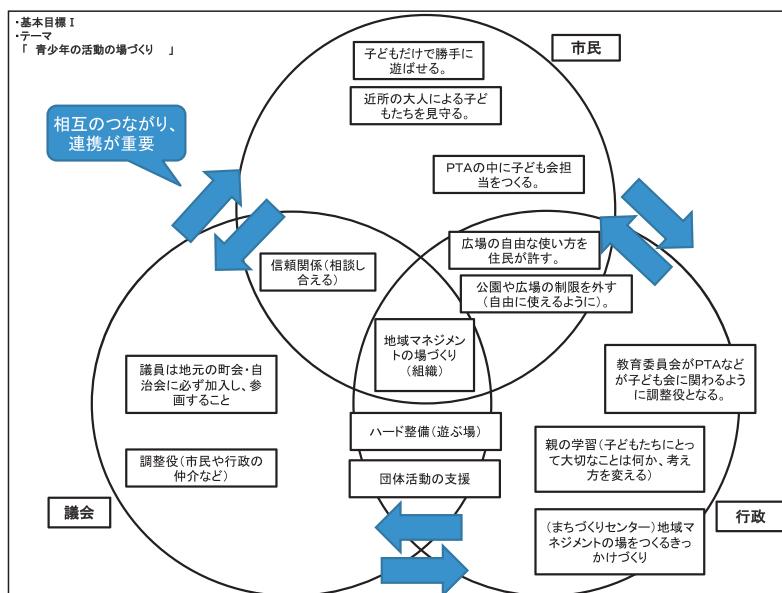
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の活動に興味を持つ。</li> <li>・地域の活動に参加する。</li> <li>・他人との交流・つながりを持つ。</li> <li>・「自分がやる！」という自発的な意識で取り組む。</li> </ul>
議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のリーダーとなる。</li> <li>・地域の人材を発掘する。</li> <li>・地域における広い人脈を生かして人と人をつなぐ。</li> <li>・議員の政策をもっと発信する。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材リストなど、情報ストックを活用して、講座や講演会などを開催し、人材を育てるとともに、その場を通じて人と人をつなぐ。</li> <li>・個人の特技や長所が活かせる多様な活躍の場をつくる。</li> <li>・表彰など、地域で活躍する人を認める。</li> </ul>

表2 共通要素「場づくり」に関する三者の役割分担

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら場をつくる。</li> <li>・積極的にまちづくりに参加する。(ただし、様々な理由で、今は参加できない人の立場も理解し、互いに尊重し合う心持しが重要である。)</li> <li>・他人を場に誘う。</li> <li>・市民間で話し合う場をつくる。</li> <li>・情報を発信する。(口コミなど、市民ならではの情報発信。)</li> </ul>
議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な意見やニーズを聴く機会をつくる。</li> <li>・先進事例を収集する。</li> <li>・情報を発信する。(幅広い知識や他自治体などから得る情報、知見等を発信する。)</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共スペース(場所)をつくる。</li> <li>・協議の場をつくる(ネットワークづくりを推進する)。</li> <li>・場づくりが広がる仕組みをつくる。</li> <li>・情報を発信する(広報戸田市や、toco ふりなど、多様なツールを活用して、協議の場や地域の課題の解決方法などを広く発信する。)。</li> </ul>

## 【基本目標Ⅰ 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち】

図表1 第一段階：テーマに対する意見出しと担い手の検討  
テーマ「青少年の活動の場づくり」



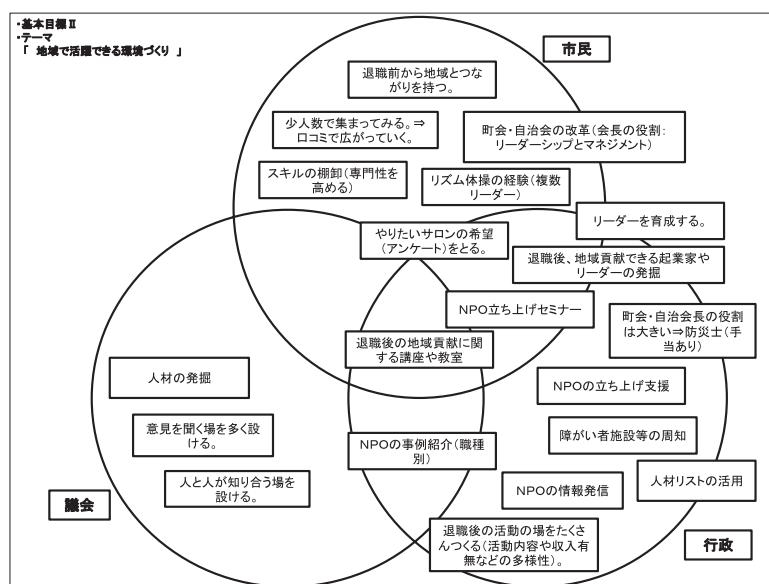
図表2 第二段階：共通要素とテーマに対する三者の役割

共通要素	テーマ	市民(個人、団体、企業)ができること	議会ができること	行政ができること
人材づくり	親の学習(成長・自覚)	<ul style="list-style-type: none"> <li>親が小さかったころのことを思い出してもらおう。</li> <li>ボランティア活動で学校の単位をあげる。</li> <li>親子で参加することで一緒に成長できる活動・イベント等を催す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パパママリーダーを発掘する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子で参加できる行事・イベントを増やす。</li> <li>・青少年の特技を認める(登録制度、○○リーダー)。</li> </ul>
場づくり	地域マネジメントに向けて～自由な公園広場の使い方～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが自分たちでルールづくりをする公園づくり</li> <li>・防犯パトロールに青少年も参加する。</li> <li>・中高生がボランティアで子どもと遊ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例の情報を発信する。</li> <li>・遊びのリーダーを発掘する。</li> <li>・こどもの国や上戸田福祉センターなどの活用情報やコンセプトを発信する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兄弟姉妹が少ないことから、学童や保育園などとつながれる場づくり</li> <li>・室内で遊べる場づくり</li> <li>・自由に遊べる場に、けがをしても大丈夫なように保険をかける。</li> <li>・公園内の集まる場所づくり(小屋、向かい合うベンチなど)</li> <li>・学校、学童保育を活用する。</li> <li>・図書館での居場所づくり(グループ学習ができるような場など)</li> <li>・職員が心の余裕を持って市民と話せるような、行政側の職場環境づくり</li> </ul>

## 【基本目標Ⅱ 誰もが健康でいきいきと生活できるまち】

図表1 第一段階：テーマに対する意見出しと担い手の検討

テーマ「地域で活躍できる環境づくり」

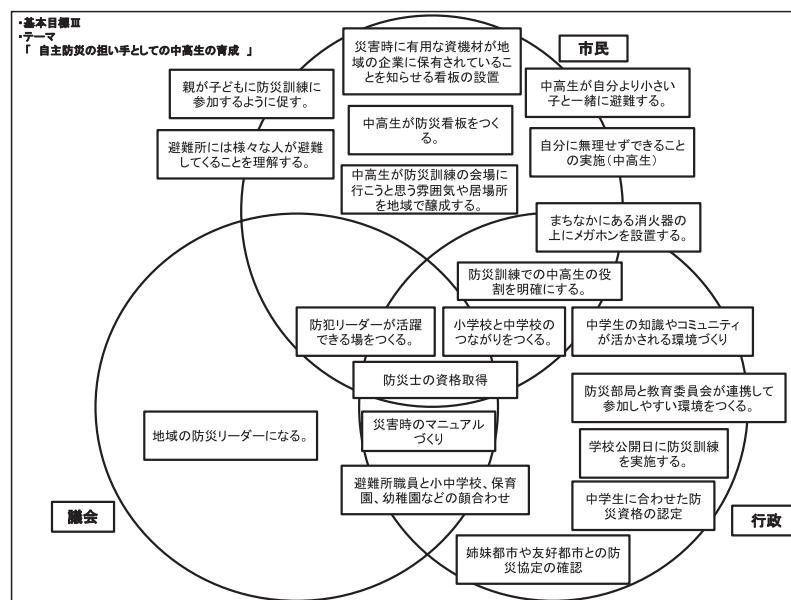


図表2 第二段階：共通要素とテーマに対する三者の役割

共通要素	テーマ	市民(個人、団体、企業)ができること	議会ができること	行政ができること
人材づくり	地域で貢献できる人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての市民が、まちづくり関わっていく意識を持つ。</li> <li>趣味を活かしていく(企画していく)。</li> <li>多世代間で交流する(TOMATOの活用)。</li> <li>市民同士でも助け合って貢献していく(例:保育は自分たちで)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他自治体への視察内容をフィードバックする。</li> <li>情報を還元する。</li> <li>市民の声を聴き、提案していく。</li> <li>議員は幅広い市民との接点を活かす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な世代に働きかける(講座、セミナー、ワークショップ)。</li> <li>新しい人材を発掘する。</li> <li>コーディネーターを配置する(人材リスト)。</li> <li>人材育成のための支援を行う。</li> </ul>
場づくり	活躍の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフステージに、趣味とともに地域貢献を入れる。</li> <li>迷惑をかけず、人のために貢献する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地や地方へボランティアを派遣する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外研修の場づくり</li> <li>NPO法人の立ち上げを支援する。</li> <li>市民の声を吸い上げる。</li> <li>ワンコインの有償ボランティアの仕組みづくり</li> <li>相談窓口の拠点づくり</li> <li>社会貢献に対するインセンティブの仕組みづくり</li> </ul>

### 【基本目標Ⅲ 安心して安全に暮らせるまち】

図表1 第一段階：テーマに対する意見出しと担い手の検討  
テーマ「自主防災の担い手としての中高生の育成」

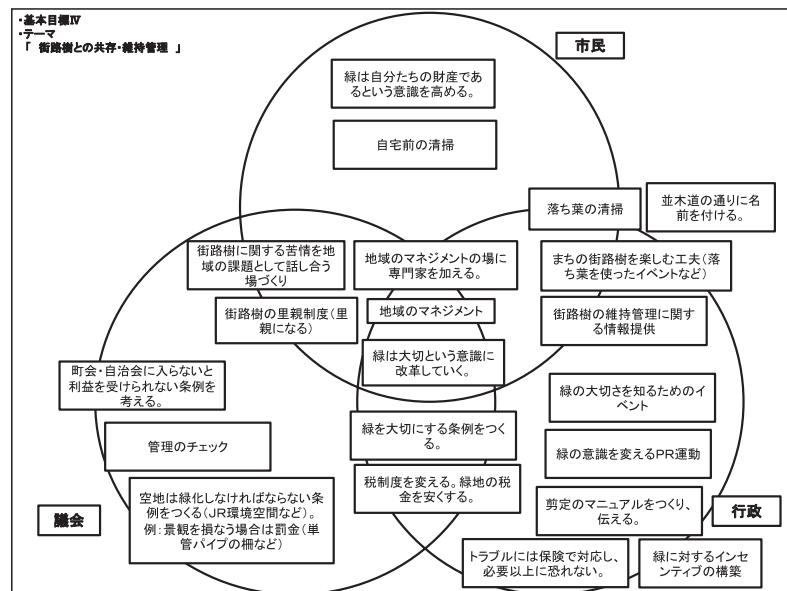


図表2 第二段階：共通要素とテーマに対する三者の役割

共通要素	テーマ	市民(個人、団体、企業)ができること	議会ができること	行政ができること
人材づくり	中学生による小学生の避難支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯リーダーが活躍できる場を自分でつくる。</li> <li>防災士の資格を取得する(防災リーダー)。</li> <li>子どもたちだけの世界をつくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の防災リーダーになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中高生による啓発用プレートづくりを企画する。</li> <li>あいさつ運動の啓発を行う。</li> <li>小学校と中学校のつながりをつくる</li> <li>中学生に合わせた防災資格の認定</li> <li>中学生も小学校へ遊びに行けるようにする。</li> </ul>
場づくり	中高生が参加しやすい防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>あいさつ運動を実施する。</li> <li>中高生が、訓練の啓発プレートづくりに参加する。</li> <li>普段から訓練へ行こうという雰囲気や居場所をつくる。</li> <li>防災訓練に参加するように促す。</li> <li>町会会館を中高生が集まる場として開放する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加者に戸田オールや記念品を配布する予算を付ける。</li> <li>災害時のマニュアルづくり</li> <li>友好都市と交流の機会を企画する。</li> <li>小中学校一貫教育を導入する。</li> <li>関係者の顔合わせの機会をつくる。</li> <li>防災協定の見直し</li> <li>友好都市との交流の機会を企画する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中高生が防災訓練に参加する機会をつくる(学校の役割)。</li> <li>中学校・高校が協力する。</li> </ul>

## 【基本目標IV 緑と潤いのあるまち】

図表1 第一段階：テーマに対する意見出しと担い手の検討  
テーマ「街路樹との共存・維持管理」

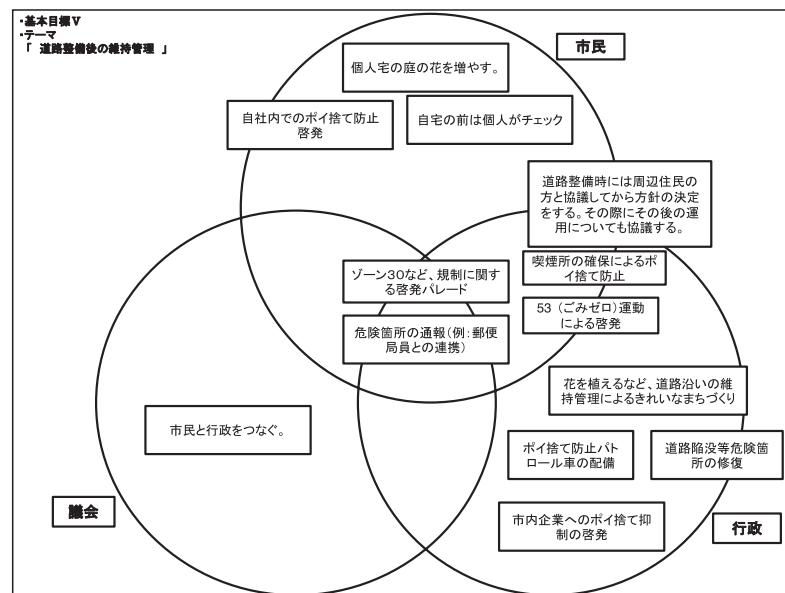


図表2 第二段階：共通要素とテーマに対する三者の役割

共通要素	テーマ	市民(個人、団体、企業)ができること	議会ができること	行政ができること
人材づくり	緑への意識向上 ～街路樹や並木道～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑を大切にする意識を共有する。</li> <li>・里親制度に協力する(名前を付ける)。</li> <li>・緑の価値を理解する(樹木の守り手)。</li> <li>・企業の樹木も周辺住民で協力して管理する。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・エコは得することを知る(例:並木は風を生む)。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・緑の良さを体験できるイベント等を行う。</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三者との間にあって調整する。</li> <li>・人脈を生かし、人材を発掘し、人をつなぐ。</li> <li>・やることの優先順位を付ける。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">・緑を大切にする条例(禁止事項だけでなく、やるべきことも示す)</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑への意識向上を図る場づくり(緑の大切さを知るためのイベントなど)</li> <li>・クレームへの対応方法を検討する。</li> <li>・並木道の通りに名前を付ける。</li> </ul>
場づくり	地域マネジメントに向けて ～街路樹の落ち葉に関する協議の場～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちから緑自慢(自宅や企業敷地など、地域にある素晴らしい樹木や緑を自慢する)。</li> <li>・緑の探検隊(例:市内の果樹を市民が調べ、tocoぶりで投稿する)</li> <li>・オープンガーデンやきれいな道、花壇を褒める(tocoぶりの活用)。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・落葉する樹木の周辺に住んでいる人の意見を聴く場をつくる。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・落葉など困ったことを話せる(伝えられる)場をつくる。</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進自治体の情報を収集し、提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木の種類を増やし、その違いを体験する。</li> <li>・地域ネットワークの場づくり</li> <li>・行政が市民、議会、行政の集まる場をつくる。</li> </ul>

## 【基本目標V 快適で過ごしやすいまち】

図表1 第一段階：テーマに対する意見出しと担い手の検討  
テーマ「道路整備後の維持管理」

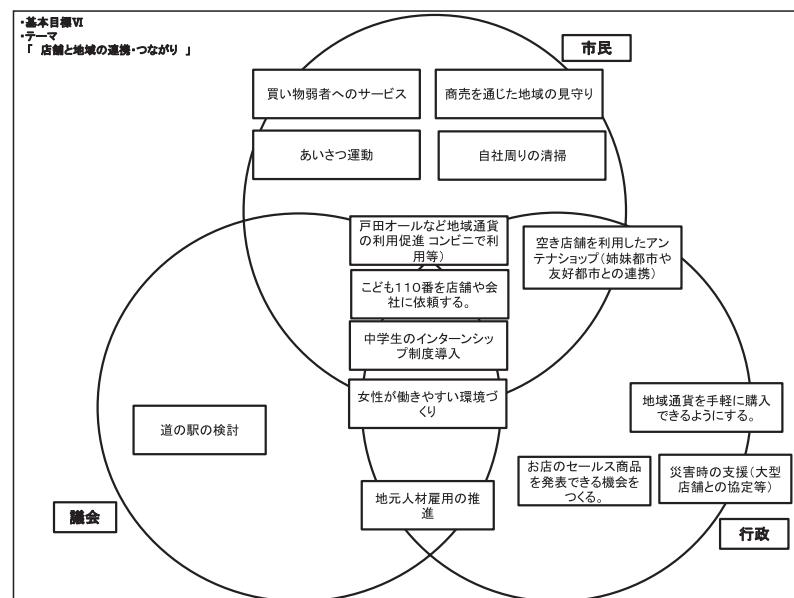


図表2 第二段階：共通要素とテーマに対する三者の役割

共通要素	テーマ	市民(個人、団体、企業)ができること	議会ができること	行政ができること
人材づくり	きれいなまちづくりに参加する人材づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マナーを守る人を増やすために、喫煙できる場をつくる。</li> <li>・マナーを守る歌を歌って啓発パレードを行う。</li> <li>・530(ごみゼロ)運動に参加することでマナーアップの意識向上を図る。</li> <li>・店舗も喫煙スペースを設けるなどを実施する。</li> <li>・字溝の清掃や花壇の手入れをする(自宅周辺)。</li> <li>・周辺の清掃を行う(企業)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果のある啓発策を提言する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙場所やどんな喫煙所ならいいのか要望を聞く。</li> <li>・周辺清掃などを行う企業を表彰する。</li> <li>・「道の駅」の小さいバージョンをつくる。</li> <li>・喫煙所を、きれいなまちの一部として設置する。</li> </ul>
場づくり	道路整備とその後の運用に関する協議の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会を運営する。</li> <li>・地域の人人が出会う場をつくる。</li> <li>・協議する集まりに参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会・自治会以外からのニーズを拾う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民と協議して方針を決定する。</li> <li>・協議の場に集まるメンバーや開催時の情報発信手段を検討する。</li> <li>・発言しやすい雰囲気の協議の場づくり</li> <li>・呼びかける方法を工夫する(直接会ってお願いする、など)。</li> </ul> <p style="text-align: center;">・全地域に地域協議会作りを働きかけていく。 ・駅前ロータリーなどの整備では、その場をよく使う方の意見を取り入れる。</p>

## 【基本目標VI 活力と賑わいを創出できるまち】

図表1 第一段階：テーマに対する意見出しと担い手の検討  
テーマ「店舗と地域の連携・つながり」

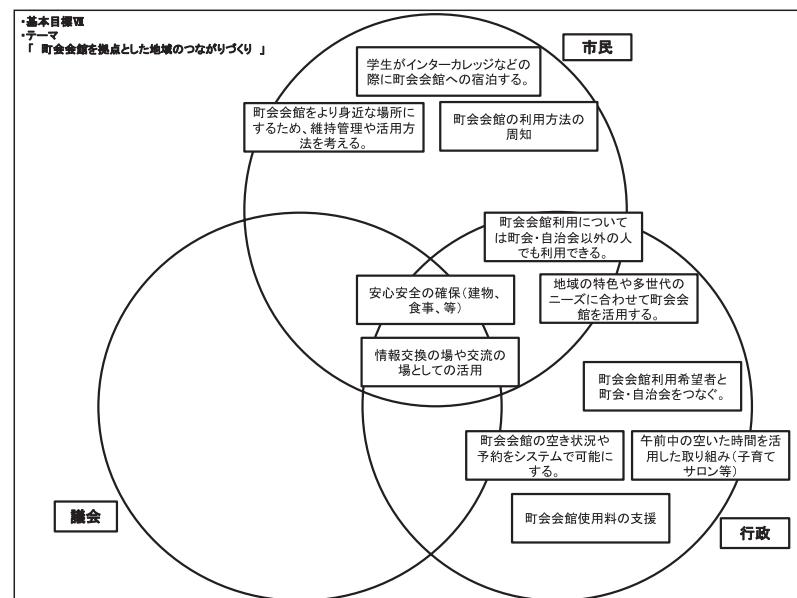


図表2 第二段階：共通要素とテーマに対する三者の役割

共通要素	テーマ	市民(個人、団体、企業)ができること	議会ができること	行政ができること					
人材づくり	店舗の地域貢献と市民の店舗への期待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の周りを清掃する。</li> <li>・530(ごみゼロ)運動へ参加する。</li> <li>・企業・団体等の報奨や記念品に戸田オールや地域通貨を活用する。</li> <li>・買い物弱者へのサービス(配達)を展開する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども110番を引き受けもらえるように、お店に依頼する。</li> <li>・戸田オールや地域通貨の利用を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗と地域との橋渡し役を担う。</li> <li>・戸田オールや地域通貨の利用促進を啓発する。</li> <li>・戸田オールと地域通貨を購入できる施設を増やす。</li> <li>・こども110番を引き受けもらえるように、お店に依頼する。</li> </ul>					
場づくり	店舗と地域がつながるアンテナショップ	<table border="1"> <tr> <td>中学生のインターンシップ制度</td> <td>地域の会社や商店が、インターンシップの場を提供する。</td> <td>家庭でインターンシップへの参加を促す。</td> <td>インターンシップ事業を提案・検討する。</td> <td>インターンシップ事業を提供する。</td> </tr> </table>	中学生のインターンシップ制度	地域の会社や商店が、インターンシップの場を提供する。	家庭でインターンシップへの参加を促す。	インターンシップ事業を提案・検討する。	インターンシップ事業を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸田市を自慢できるようなイベントを企画する。</li> <li>・市民の有志が空き店舗や町会会館でフリーマーケットを開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き店舗を活用する人に対する補助金制度を考える。</li> <li>・補助制度を周知する。</li> <li>・道の駅の設置を検討する。</li> <li>・お店のセールス商品を発表できる場を開く。</li> </ul>
中学生のインターンシップ制度	地域の会社や商店が、インターンシップの場を提供する。	家庭でインターンシップへの参加を促す。	インターンシップ事業を提案・検討する。	インターンシップ事業を提供する。					

## 【基本目標VII 人が集い心ふれあうまち】

図表1 第一段階：テーマに対する意見出しと担い手の検討  
テーマ「町会会館を拠点とした地域のつながりづくり」

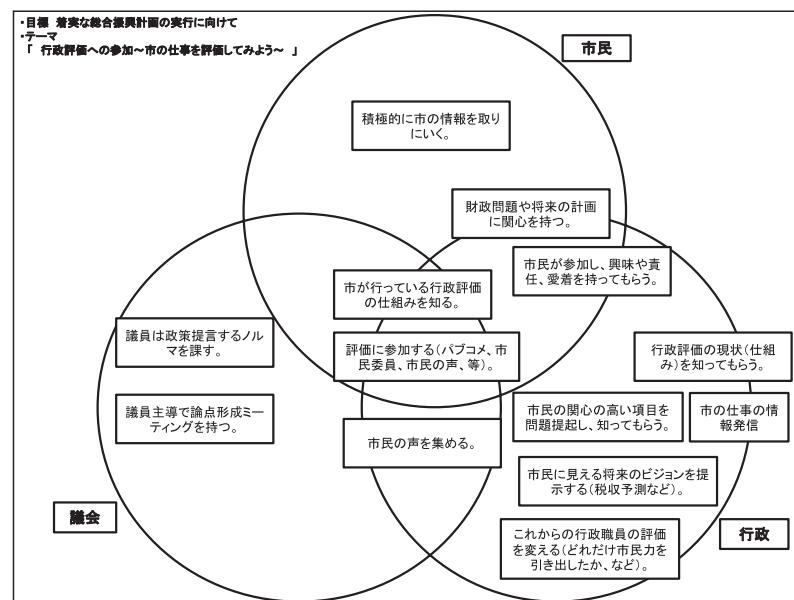


図表2 第二段階：共通要素とテーマに対する三者の役割

共通要素	テーマ	市民(個人、団体、企業)ができること	議会ができること	行政ができること
人材づくり	町会会館を拠点とした地域の人材の発掘	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材リストを活用する。</li> <li>顔と顔を合わせていく。</li> <li>地域の特性に合わせた取組を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町会内外からニーズを拾う。</li> <li>他自治体の先進事例を紹介する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者(希望者)と町会・自治会をつなぐ。</li> </ul>
場づくり	町会会館を、つながりや交流の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティカフェとして活用する。</li> <li>会館利用規程を整理する。</li> <li>新しい使い方、利用方法を提案する。</li> <li>会館を使いやすくし、そのことを周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町会・自治会加入者以外の方も利用できることをPRする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料を支援する。</li> <li>会館を利用する場合、計画や市からの提案に基づき展開する。</li> <li>施設状況システムを活用して、町会会館の空き状況を確認できるようにする。</li> </ul>

## 【目標 着実な総合振興計画の実行に向けて】

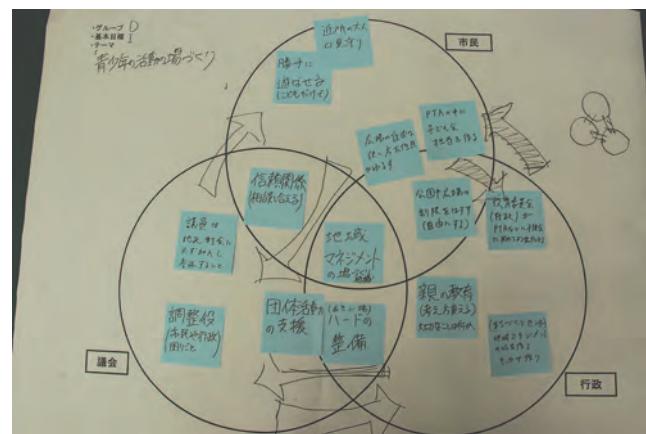
図表1 第一段階：テーマに対する意見出しと担い手の検討  
テーマ「行政評価への参加～市の仕事を評価してみよう～」



図表2 第二段階：共通要素とテーマに対する三者の役割

共通要素	テーマ	市民(個人、団体、企業)ができること	議会ができること	行政ができること
人材づくり	市の仕事に興味を持つ市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>各自が“おせっかい”になる。</li> <li>市民の声を届ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に行政の仕事の見方を教える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に分かりやすいように(シンプルに)仕事を伝える。</li> <li>市民サービスだけではなく、お金を生み出す。</li> <li>戸田市の強みや弱みなどをデータ化し、市民に示す。</li> <li>市民に見える将来ビジョンを提示する。</li> <li>市の財政状況を理解できるようにする。</li> </ul>
場づくり	市の仕事を評価する場(テーマ型討議会)		<ul style="list-style-type: none"> <li>長期ビジョン、課題と対策を持つ。</li> <li>プランを明確にする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来を見通した収益源を開拓する(収益を生み出す場の開拓)。</li> <li>市の仕事を数値で把握・評価し、市民が市の仕事を評価しやすい材料をつくる。</li> </ul>

## 参考資料



## 1 戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議 委員名簿

グループ	担当する目標	氏名(敬称略)	要綱(*)第3条の区分
<b>T</b>	・基本目標Ⅲ 安心して安全に暮せるまち	小山 雅和 本橋 みゆき 武田 晴信 池田 一男 市ヶ谷 和親	第2号委員 第2号委員 第2号委員 第2号委員 第2号委員 副会長
	・基本目標VI 活力と賑わいを創出できるまち	三浦 芳一 石原 亮 雨宮 博子	第3号委員 第4号委員 第4号委員
		横山 誠	第1号委員 会長
		萩原 洋一 駒崎 繁夫 細田 忠良	第2号委員 第2号委員 第2号委員
	・基本目標V 快適で過ごしやすいまち	花井 伸子	第3号委員
	・基本目標VII 人が集い心ふれあうまち	真木 大輔 山本 哲史 熊倉 知実	第3号委員 第4号委員 第4号委員
		曾我部 政雄	第1号委員
		長谷川 春一 作山 康 金子 篤徳	第2号委員 第2号委員 第2号委員
<b>D</b>	・基本目標I 子どもの成長と生涯にわたる学びのまち	西塔 幸由 斎藤 直子 江口 譲	第2号委員 第3号委員 第4号委員
	・基本目標IV 緑と潤いのあるまち	富田 健二	第4号委員
		藤原 吉博	第2号委員
		細野 光義 磯部 恒子	第2号委員 第2号委員
		河原 孝二	第2号委員
		播 義也	第5号委員
		栗原 隆司	第3号委員
		小林 善弘 藤岡 麻衣	第4号委員 第4号委員
<b>A</b>	・基本目標II 誰もが健康でいきいきと生活できるまち		
	・着実な総合振興計画の実行に向けて		

\*要綱:戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議要綱

## 2 戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議要綱

### 戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議要綱

(設置)

第1条 平成28年度から平成32年度までの戸田市のまちづくりの指針となる戸田市第4次総合振興計画後期基本計画の策定に当たり、広く市民の参加を求め、市民、議会及び行政の協働による総合振興計画づくりを推進するため、戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議（以下「協働会議」という。）を置く。

(協働会議の役割)

第2条 協働会議は、戸田市第4次総合振興計画後期基本計画の策定に必要な重要事項について協議し、結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 協働会議は、委員40人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民 5人以内
- (2) まちづくりに係る団体等の推薦を受けた者 20人以内
- (3) 市議会議員 5人以内
- (4) 市職員 8人以内
- (5) その他市長が認めた者 2人以内

(会長及び副会長)

第4条 協働会議に会長及び副会長を置くことができる。

2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。

3 会長は、会務を総理し、協働会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協働会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、進行するものとする。ただし、会長が選任されるまでの間は、市長が招集し、総務部経営企画課が進行するものとする。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 市長又は会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協働会議の庶務は、総務部経営企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年8月7日から施行する。  
(戸田市総合振興計画市民会議設置要綱の廃止)
- 2 戸田市総合振興計画市民会議設置要綱（平成20年8月25日市長決裁）は、廃止する。

### 3 戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議開催状況

回	開催日時	主な内容
1	平成26年8月25日(月)18:45~20:45	委嘱状交付 オリエンテーション・委員顔合わせ
2	平成26年9月30日(火)19:00~21:00	グループワーク「現状把握と課題整理」 発表・全体意見交換
3	平成26年10月31日(金)19:00~21:15	グループワーク「理想のまちづくり①」 発表・全体意見交換
4	平成26年11月20日(木)19:00~21:15	グループワーク「理想のまちづくり②」 発表・全体意見交換
5	平成26年12月18日(木)19:00~21:15	グループワーク「理想のまちづくり③」 発表・講評
6	平成27年1月21日(水)18:45~20:40	グループワーク「それぞれの役割①」 講評
7	平成27年1月29日(木)18:45~20:45	グループワーク「それぞれの役割②」 発表・講評
8	平成27年2月13日(金)18:45~20:45	グループワーク「まとめ」 発表・講評 フリートーク 総評



戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議提言書

戸田市第4次総合振興計画後期基本計画協働会議  
平成27年3月

## 5 市民会議からの意見一覧（施策別）

前期基本計画策定過程の平成20年度、21年度に実施した戸田市総合振興計画  
市民会議からの意見をまとめました。

施策No.	市民会議からの意見
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育園、家庭保育室、学童保育室などの増設 戸田に住んでよかったですと思えるよう、保育園、家庭保育室、学童保育室等について、その数を増やすことを含め、より一層の拡充に努めてほしい。</li> <li>●学童保育室の定員の増加 学童保育室の建て替えにあわせ定員を増やしているが、今後は、建て替えのペースを速めることや定員増加に向けた工夫などの取り組みを進めてほしい。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育園、家庭保育室、学童保育室などの増設 戸田に住んでよかったですと思えるよう、保育園、家庭保育室、学童保育室等について、その数を増やすことを含め、より一層の拡充に努めてほしい。</li> <li>●思いやりのある心を育てる、子どもを取り巻く人の教育 学校教育に入る前の段階（幼稚園や保育園）のときに、子どもにしつけや道徳などをしっかりと教える。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●多様な主体でまちを支える・戸田ぐるみのまちづくり NPOや青少年育成団体などにおける次世代の指導者を育成する。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学ぶ喜びがわかる・子どもを地域で育てる <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎学力を充実させるための教育を行う。</li> <li>・理科実験のできる教員を増やす。</li> <li>・小学校で、英語に親しむ教育をする。</li> <li>・学校応援団の充実を図る。</li> <li>・地域の協力者を募り、データベース化し、学校教育を支える仕組みをつくる。</li> </ul> </li> <li>●思いやりのある心を育てる・子どもを取り巻く人の教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・家庭・地域で連携し、子どもの教育に取り組む。</li> </ul> </li> <li>●自然から学べる・体験できるまち <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験することや体験することに力を入れた教育を行う。</li> </ul> </li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>●芸術への関心を育てる・表現する場を充実させる <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小中学校の金管バンド、吹奏楽部、音楽部、合唱部の活動を活発にし、質の高い音楽のまちにする。</li> <li>・すべての子どもが、文化と芸術に触れることができる環境を整える。</li> <li>・市の交響楽団や金管バンドなどによる野外コンサートを、彩湖・道満グリーンパークやボートコースで開催する。</li> <li>・ミニコンサートやサロンコンサートを多くの場所で開催する。</li> <li>・地域住民による趣味の発表会を、町会会館で開催する。</li> </ul> </li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学ぶ喜びがわかる・子どもを地域で育てる 基礎学力を充実させるための教育を行う。</li> </ul>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツで人間育成に取り組むまち・体を活性化させるまち <ul style="list-style-type: none"> <li>・体を動かすことができる場所をつくる。</li> <li>・スポーツの指導者を育成する。</li> <li>・中学校の武道場を開放し、誰もが武道に触れるができるよう武道場を活用する。</li> <li>・民間のスポーツクラブと連携を図り、誰もがスポーツできる環境をつくる。</li> </ul> </li> </ul>

施策No.	市民会議からの意見
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツで人間育成に取り組むまち・体を活性化させるまち           <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツの指導者を育成する。</li> </ul> </li> <li>●戸田への愛着を育てる・戸田がふるさとと思えるまちづくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボートコースやボート競技を市内・市外にもっとPRする。</li> </ul> </li> </ul>
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報提供の充実           <p>市の医療行政の内容や今後の医療体制の考え方などを市民が知り、理解できるよう、医療行政について、わかりやすく情報提供をしてほしい。</p> </li> </ul>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病気に関する市民講座や医療相談の開催回数の増加           <p>病気を防ぐためには、直接医師に話を聞ける機会を設けることが有効である。このため、市として市内の病院に対して市民講座や医療相談の実施を積極的に働きかけ、開催回数を増加させてほしい。また開催回数には限度があるため、講座の内容を収録し貸し出すなどの補完策をとってほしい。</p> </li> <li>●情報提供の充実           <p>健康に暮らしていくためには、病気にならないことが重要であるため、予防対策の重要性を理解し実際に予防活動を行うよう町会単位にビデオを活用して周知するなどわかりやすく情報提供をしてほしい。</p> </li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病気に関する市民講座や医療相談の周知           <p>各病院が個別に病気に関する市民講座を実施しており、開催していること自体を知らない市民も多いため、市として一括した周知や町会を活用した周知を行ってほしい。</p> </li> </ul>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の状況に応じた福祉サービスの提供           <p>高齢者の福祉を増進するため、介護の必要な状況など高齢者の状況に応じた福祉サービスを社会福祉協議会等と連携し実施してほしい。また、高齢者福祉に関し、市で実施しているサービスの内容を多くの市民に認識、理解されるよう、周知を行ってほしい。</p> </li> <li>●福祉施設の拡充           <p>新規施設の建設は運営にコストがかかるため、行政がマンションの空き室等を借り上げ、高齢者がボランティアでスタッフとして参加することで費用を抑えながら福祉施設の拡充を図ってほしい。</p> </li> </ul>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の状況に応じた福祉サービスの提供           <p>高齢者の福祉を増進するため、介護の必要な状況など高齢者の状況に応じた福祉サービスを社会福祉協議会等と連携し実施してほしい。また、高齢者福祉に関し、市で実施しているサービス内容を多くの市民に認識、理解されるよう、周知を行ってほしい。</p> </li> <li>●福祉施設の拡充           <p>新規施設の建設は運営にコストがかかるため、行政がマンションの空き室等を借り上げ、高齢者がボランティアでスタッフとして参加することで費用を抑えながら福祉施設の拡充を図ってほしい。</p> </li> <li>●福祉センターの有効活用           <p>福祉センターを重要な資源と認識し、デイサービスを拡充し、在宅介護の高齢者を福祉センターまで送迎し、入浴できるようにするなど、施設を活用してほしい。また、送迎等を効率的に実施するため、町会等の地域との連携を図ってほしい。</p> </li> </ul>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者同士の集まりの普及、高齢者のネットワークづくり           <p>高齢者がいきいきと暮らすためには、高齢者に生きがいを持ってもらうことが必要である。このため、最寄りの福祉センターを複数の町会合同の催しを行うなど高齢者の居場所を提供し、高齢者同士の集まりを普及させる、きっかけづくりをしてほしい。これにより、町会単位の活動から複数町会の活動へと活動の場が広がり、高齢者のネットワークが形成され、高齢者の活動が活性化する。</p> </li> </ul>

施策No.	市民会議からの意見
23	<p>●健康診査受診率の向上</p> <p>特定健康診査及び後期高齢者健康診査の受診率の目標値を10年後には80%と高く設定し、その達成のため、誰でも、いつでも健康診査を受けられるよう、例えば、健康診査の有料化が負担となり、受診率が伸びない原因であれば、負担軽減策を講じるなどの施策を検討してほしい。</p>
26	<p>●障がいのある人とのコミュニケーションの推進</p> <p>障がいのない人が障がいのある人の意識や課題に目を向け、お互い違和感なくコミュニケーションが取れて、お互いが普通に生活できるようにしていくことを目指すことが望ましい。各障がいに応じたコミュニケーション手段をまんべんなく生活に浸透させるため、障がい者やその家族、及び支援団体に対して、市としてバックアップしてほしい。</p> <p>●発達障がい者へのコミュニケーション支援</p> <p>発達障がいに関する相談においては、就学児、未就学児の別や、親への対応など、様々な場合に対処できるような体制を構築する必要がある。このため、福祉部だけでなく、こども青少年部こども家庭課や教育委員会などの市の他部門との間で十分に連携をとって、市民からの相談に対応してほしい。</p>
29	<p>●救急体制の充実</p> <p>救急車を1台増加し維持するためには多額のコストがかかり現実的でないため、市内医療機関の空状況を早期に把握するためのシステムの構築を進めてほしい。</p>
31	<p>●ハザードマップの配布、災害時の帰宅マップの作成</p> <p>新しく越してきた人は危険な場所や避難場所がわからないため、転入の際にハザードマップ等を配るようにする。また、災害の意識づけの効果もあるため、災害時の帰宅マップを作成する。</p> <p>●避難時の誘導者の育成・訓練</p> <p>避難場所を指定していても、必ずしも町会ごとに避難場所があるわけではないため、誘導できる人を育成・訓練しておくべきである。</p>
32	<p>●防犯パトロールの継続</p> <p>防犯パトロールは継続が重要であるため、義務という考えではなく、自発的に続けられる環境をつくるなければならない。</p>
33	<p>●交通安全意識の向上</p> <p>交通マナーの普及、交通安全活動の連動と各組織の情報交換など、市民・企業、行政、警察との連携強化による交通安全対策の推進を進めるとともに、学校との連携を図り交通安全教育を実施してほしい。</p>
40	<p>●スポーツで人間育成に取り組むまち・体を活性化させるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体を動かすことができる場所をつくる。</li> <li>・女性や子ども、高齢者などみんなが遊べる公園を整備する。</li> </ul>
41	<p>●河川の水質浄化</p> <p>あらゆる技術で水質を改善し、水の美しい環境を取り戻し、次世代に継承する。</p>
44	<p>●公共施設に太陽光発電設備を設置する</p> <p>公共施設が率先して太陽光発電を試験的であれ導入し、イニシャルコスト、ランニングコストなどのデータとその成果を示し、意識の醸成や普及につなげるべきである。</p> <p>●空気の浄化</p> <p>交通量が多いことに起因する空気の悪化は肺などの呼吸器官の疾患の原因となることもあり得るため、空気をきれいにするための方策として、市内の緑化推進を進めるべきである。また、市が率先して、ハイブリッド車、電気自動車やバイオディーゼル車などの環境対応自動車を取り入れる。</p> <p>●新エネルギーの活用</p> <p>下水処理場やごみ焼却場などの余熱利用やヒートポンプ利用の地域冷暖房の推進などによるエネルギー活用システムを確立する。</p>

施策No.	市民会議からの意見
45	<p>●生ごみや落ち葉の堆肥化に対して補助を行う（関連NPOの支援）</p> <p>ごみを減らす方法のひとつとして、生ごみの堆肥化が考えられる。例えば、コンポスター（排出される生ごみ等の有機物を分解し堆肥を作る処理機）の設置を市内全域に広めるため、設置費用の一部を市が補助を行うとともに、高齢化して本格化に至らない関連NPOの支援の強化を図っていくなど、積極的に生ごみの堆肥化に取り組むべきである。また落ち葉もごみ増加の一因となっており、落ち葉の堆肥化を行っている関連N P Oへの支援を強化すべきである。</p>
47	<p>●デザイン都市の推進</p> <p>市民の生活の質を高めるため、戸田の景観を持続可能な都市として再構築するデザイン都市を推進していく。</p>
51	<p>●駅前の活性化</p> <p>まちの顔である駅前の環境を整備するとともに、市民の駅前への意識、関心を高める取り組みを実施してほしい。</p>
52	<p>●歩行空間の整備</p> <p>利用頻度の低い停車帯や中央分離帯など車道の空間の見直しや公共施設敷地の外周を活用した歩道状空地の確保により、歩道拡幅や自転車レーン等の整備を進めてほしい。また、横断歩道橋の使用状況や設置状況を確認し、横断歩道橋の設置見直しやユニバーサルデザイン化を進め、歩行空間を整備してほしい。</p>
54	<p>●流通産業との共生</p> <p>首都圏の需要を支える東京近郊の「流通産業」の重要性を理解し、市内に多く存在する倉庫周辺の環境整備やトラック交通対策、環境対策など、流通産業の存続のための環境整備を行う。</p> <p>●デザイン都市の推進</p> <p>市民の生活の質を高めるため、戸田の景観を持続可能な都市として再構築するデザイン都市を推進していく。</p> <p>●歩行空間の整備</p> <p>利用頻度の低い停車帯や中央分離帯など車道空間の見直しや公共施設敷地の外周を活用した歩道状空地の確保により、歩道拡幅や自転車レーン等の整備を進めてほしい。また、横断歩道橋の使用状況や設置状況を確認し、横断歩道橋の設置見直しやユニバーサルデザイン化を進め、歩行空間を整備してほしい。</p>
55	<p>●デザイン都市の推進</p> <p>市民の生活の質を高めるため、戸田の景観を持続可能な都市として再構築するデザイン都市を推進していく。</p>
58	<p>●デザイン都市の推進</p> <p>市民の生活の質を高めるため、戸田の景観を持続可能な都市として再構築するデザイン都市を推進していく。</p>
59	<p>●デザイン都市の推進</p> <p>市民の生活の質を高めるため、戸田の景観を持続可能な都市として再構築するデザイン都市を推進していく。</p>
60	<p>●デザイン都市の推進</p> <p>市民の生活の質を高めるため、戸田の景観を持続可能な都市として再構築するデザイン都市を推進していく。</p>
63	<p>●下水道未整備地区の解消</p> <p>下水道などの水にかかわる部分については都市基盤の観点以外にも、防災上の観点からもしっかりと整備することが必要である。道路整備も重要だが下水道整備の優先度を上げ、早急な整備が必要である。また、区画整理とのバランスから、地域住民の理解を得て、受益地域の市民にも応分の負担を求め、整備を進めることが必要である。</p>

施策No.	市民会議からの意見
64	<p>●公共交通の活性化</p> <p>公共交通機関などの自動車以外の移動手段の利便性を向上させ、積極的な活用を促すなどにより、不必要的自動車利用をしない生活スタイルを推進する取り組みを実施してほしい。また、コミュニティバスについて、逆回り経路の導入などによる利便性向上と、利用者相互のコミュニケーションが図りやすい対面シートの導入低床バス化など質の確保を図ってほしい。さらに、利便性を高めるため、電車との接続を改善するよう、交通事業者との連携を図ってほしい。</p> <p>●tocoバスの利便性の向上（本数、ルート設定）</p> <p>現在の運行ルートの逆回りを新たな運行ルートとすることや運行時間帯や運行本数を増加するとともに、乗り降り自由のような制度を設け利便性を向上してもらいたい。また、利用者が安心してバスを待てるようバス停を整備するなどの対策を講じてほしい。</p>
65	<p>●放置自転車対策</p> <p>放置自転車を減らすため、全市全域を禁止区域（1時間以内は可能）とし、自転車を歩道上などに長時間放置させないまちとして徹底することや、駅から150m離れた自転車駐車場は利用されないとといった自転車を利用する人の心理を考慮した自転車駐車場の整備を進めてほしい。</p>
66	<p>●市の立地を活かした新産業の創出</p> <p>高付加価値型産業であるクリエイティブ産業（webデザイン、広告、建築、音楽、テレビ、映画などの創造型産業）は広い土地を必要としないため、戸田でも育成強化していく。</p>
70	<p>●戸田ブランドの創出</p> <p>新たな戸田ブランドづくりをさらに促進するため、戸田スタイルなどの既存の先進的な取り組みを活用し、戸田市が有する資源を発見、確認し認知度を高めることができる環境を育成する。</p>
71	<p>●立地を活かした農業の推進</p> <p>安全安心の食料供給を実現するとともに食への関心、意識を高めるため、農業技術を市民に広く伝達する場をつくるとともに市民農園を整備することで、市民の農業への参加を促す。また、農業について学ぶ場の創設や姉妹都市との農業交流を行うなど、農業の重要性や関心を高めることが必要である。</p>
72	<p>●人の交流が盛んなまち・人材という財産を活用する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティにおいて、町会の班のような小規模単位の組織を活性化させる。</li> <li>・参加しやすい町会にするために、行政が指導をする。</li> <li>・地域の人が交流できる祭りを開催する。</li> <li>・各地区（下戸田・上戸田・新曽・笹目（既存のセンターあり）・美女木）に人々が集えるようなコミュニティ施設を建設する。</li> </ul> <p>●戸田への愛着を育てる・戸田がふるさとと思えるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸田ふるさと祭りを市の中心で行い、参加しやすい祭りにする。</li> <li>・地域通貨を使うなどして、戸田ふるさと祭りを子どもの教育の場とする。</li> <li>・文化祭のような戸田ふるさと祭りから、祭りらしい戸田ふるさと祭りにする。</li> </ul>
73	<p>●多様な主体でまちを支える・戸田ぐるみのまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOや青少年育成団体等における次世代の指導者を育成する。</li> </ul>

## 6 各施策を推進する個別計画一覧

施策No	計画等の名称
1、2、3、4、5、6	戸田市子ども・子育て支援事業計画
7、8	戸田市教育振興計画
8	維持保全改修計画【中学校編】 維持保全改修計画【小学校編】
9、10	戸田市生涯学習推進計画
12	戸田市子どもの読書活動推進計画
13、14	戸田市スポーツ推進計画
16、17	戸田市健康増進計画 戸田市食育推進計画
18	戸田市福祉関連施設再整備基本計画
19	戸田市地域福祉計画
20、21、22	戸田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
23	戸田市国民健康保険特定健康診査等実施計画 戸田市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)
26、27	戸田市障がい者計画 戸田市障がい福祉計画
31	戸田市地域防災計画
38	戸田ヶ原自然再生事業実施計画
38、39、40、41	戸田市緑の基本計画 水と緑のネットワーク形成プロジェクト(戸田市地区)行動計画
38、39、40、41、42、43、44、45、46	戸田市環境基本計画
39	「戸田 華かいどう21」計画
41、55	さくら川整備計画 上戸田川基本整備計画
42、44	戸田市地球温暖化対策実行計画
45、46	ごみ処理基本計画
47、48	戸田市都市マスタープラン
52	戸田市道路等管理情報化基本計画
53	戸田市橋梁長寿命化修繕計画
54	戸田市歩行者自転車道路網整備計画
58、59、60	戸田市景観計画
61	戸田市水道事業中期経営計画 戸田市下水道事業経営計画
61、62	戸田市水道ビジョン
61、63	戸田市下水道ビジョン
72	地域コミュニティ推進計画
73	戸田市市民活動推進基本方針の具現化に向けた提言書 戸田市市民活動推進基本方針
74	第四次戸田市男女共同参画計画 とだあんさんぶるプラン
77、78	戸田市情報化推進計画
85	戸田市行財政改革プラン
87	戸田市人材育成基本方針 戸田市人材育成計画
88	中期財政計画

## 7 用語解説一覧

### ● ア 行

#### 【ISO 14001】

組織の環境への影響を持続的に改善するためのシステムの構築を含んだ環境マネジメントシステムに関する国際規格です。

後期基本計画施策番号 42

#### 【ICT】

コンピュータやインターネットなど、情報通信技術（Information and Communication Technology）の総称であり、様々な情報システムや技術手法による情報技術に通信技術を組み合わせた技術です。

後期基本計画施策番号 7、17、77、78

#### 【商い塾】

市内の事業者を対象にした魅力ある店づくりのための研修会です。

後期基本計画施策番号 69

#### 【アクセシビリティ】

情報やサービスなどが、年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け利用できることをいいます。

後期基本計画施策番号 77

#### 【アクセス】（ホームページへの）

利用者がホームページを閲覧する事です。

後期基本計画施策番号 75、77

#### 【インフラ】

インフラストラクチャーの略。構造基盤とされ、一般的には、産業基盤や社会的生産基盤のことをいいます。具体的には、道路、橋りょう、公園、河川、上下水道などの施設をいいます。

後期基本計画施策番号 44、89

#### 【AED】

急性心筋梗塞などを発症し、心電図上で心室細動（心臓の筋肉が小刻みにけいれんを起こしている状態）となった場合、心臓に規則正しいリズムを取り戻させるため、心臓に強い電気的刺激（除細動）を行う装置です。

後期基本計画施策番号 29

#### 【エコライフDAY】

1日「エコライフDAYチェックシート」を見ながら環境のことを考えた生活をして、CO<sub>2</sub>削減にチャレンジしようという取り組みです。戸田市では平成16年から参加し、戸田市や各分野の市民団体等が参加した実行委員会を結成し、小中学生や民間企業を中心に取り組まれています。

後期基本計画施策番号 44

#### 【NPO】

Non-Profit Organization の頭文字で、民間非営利団体の略。ボランティア団体や公益的な法人を含む概念で、収益を構成員に分配せず公益のために活動する民間の組織のことです。なお、平成10年に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、民間非営利団体が法人格を持って活動できるようになりました。

後期基本計画施策番号 1、17、38、73、85

### 【LED】

「発光ダイオード」といわれる半導体のことで「Light Emitting Diode」の略です。

後期基本計画施策番号 52

#### 【延長保育】

通常の保育時間及び特例保育の保育時間以外に、保護者の労働時間その他家庭の状況等により行う保育です。

後期基本計画施策番号 3

#### 【オープンデータ】

行政が所有している統計データや画像データなどを著作権や特許等の制御なしに、ウェブ上で広く公開し、市民の様々な活動に生かすことができるデータのことです。

後期基本計画施策番号 77

#### 【温室効果ガス】

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収、および再放射するものです。主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄などがあります。

後期基本計画施策番号 42

### ● 力 行

#### 【介護予防】

高齢者が要介護状態にならないように、また、要介護度が悪化することをできるだけ防ぎ、いつまでも自立した生活が送れるようにすることです。

後期基本計画施策番号 20

#### 【介護老人保健施設】

病状が安定していて入院治療を必要としない要介護・要支援認定者で、介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰や在宅支援を目指すために、医学的管理のもと、看護・介護のケアやリハビリテーション、また、食事や入浴などの日常生活サービスを提供する施設で、長期入所・短期入所・通所リハビリテーションサービスを行います。

後期基本計画施策番号 20

#### 【学童保育室】

就労等により昼間保護者がいない家庭の小学校低学年の児童などに対し、放課後や夏休み等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

後期基本計画施策番号 3

#### 【家庭保育室】

保護者の就労または疾病等により、保育が困難な乳幼児を保育する認可外保育施設です。保育士配置基準・面積基準・防火構造等について認可保育園に準じた保育を実施しているので、戸田市にて指定をしています。

後期基本計画施策番号 2、3

#### 【仮換地】

従前の宅地に換えて、使用することができる新たに指定された土地のことです。

後期基本計画施策番号 50

## 【環境負荷】

人の活動により環境に加えられる影響であり、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものです。戸田市では、ごみ減量化を推進し、焼却量を少なくする取り組みをしています。

後期基本計画施策番号 42、44

## 【環境マネジメントシステム】

企業などが自ら企業経営の中で排出物やエネルギー消費量を減らすことなど、環境への負荷を低減していくための「方針・計画（PLAN）」を立て、それを「実施（DO）」し、その達成度を「点検・評価（Check）」し、結果をもとに「見直し・改善（Action）」するというP D C Aサイクルを繰り返して行うことで、継続的に環境負荷の削減が図れるような組織体制にするための管理システムです。

後期基本計画施策番号 42

## 【起業支援センター】

起業・創業を計画しているか、事業を起こして間もない小規模企業者を支援するため、小規模オフィスを整備し貸し出しています。ここでは、数名程度の規模で仕事が始められ、入所者間の情報交換のほか、経営相談等専門家による各種相談やセミナーなどの支援も受けられます。

後期基本計画施策番号 66

## 【救急救命士】

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の具体的な指示のもとに、心肺機能停止状態の傷病者に対して器具による気道確保や静脈路確保など、一般の救急隊員にできない救急救命処置を行うことのできる救急隊員です。

後期基本計画施策番号 29

## 【行政評価】

より効率的、効果的で透明性の高い行政運営を行うため、行政の実施する政策、施策や事務事業を統一的な視点と手段で客観的に評価し、その結果を計画策定、行財政改革、予算編成などに活用する政策立案支援を行う仕組みです。

後期基本計画施策番号 83、88

## 【クラウドコンピューティング】

システム（サーバー）の利用を、インターネット等のネットワーク経由で、サービスとして利用することです。

後期基本計画施策番号 78

## 【景観アドバイザーレジスト】

建築、都市デザイン、色彩、植栽（ガーデニング等）、看板、ユニバーサルデザイン、夜間照明等の各分野の専門家による景観に関する相談を受けることができる制度です。

後期基本計画施策番号 59

## 【建設リサイクル法】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の略称です。建設工事の受注者などに、建設資材の分別解体や建設廃棄物の再資源化などを義務付けています。

後期基本計画施策番号 45

## 【合流式下水道】

家庭から排出された汚水と雨水とを同一の管きよで排除する下水道の方式で、早期に整備された下水道で採用された方式です。合流式下水道は、汚水と雨水の合計がある一定量を超えると、未処理の汚水が含まれた雨水が河川へ直接流れるため、公共用水域の水質保全が課題となっています。新たに下水道整備する際には汚水と雨水を別々の管きよで処理する分流式下水道が採用されています。

後期基本計画施策番号 63

## 【国民健康保険】

病気についたりけがをしたときなどに安心して治療を受けられるように、加入者が普段からお金（保険税）を出し合い、必要な医療費に充てることでお互いに助け合っていこうという公的医療保険制度です。

後期基本計画施策番号 23、86

## 【国民年金】

国が運営する公的年金制度です。20歳から60歳までの人は国民年金に加入し、保険料を納めます。そして老齢になったときは老齢基礎年金、障がい者になったときは障害基礎年金、遺族になったときは遺族基礎年金を国から受け取ることができます。ただし、受け取りには、一定の納付要件を満たしている必要があります。

後期基本計画施策番号 24

## 【個人情報保護制度】

市民の「自己の情報をコントロールする権利」を保障する制度で、保有個人情報の収集、保管、利用について戸田市の基本的なルールを定めています。実施機関に自己情報を収集されている人であれば、自己情報の開示、訂正、削除、目的外利用の中止などについて請求できます。

後期基本計画施策番号 75

## 【コミュニティ協議会】

地域住民が力を合わせて、住みよい地域社会づくりを自主的に進めていく組織であり、町会・自治会、PTAなどの地域に根ざしている集団や、様々な市民活動団体、個人などにより構成されます。

「地域コミュニティ推進計画」では、市内5地区にそれぞれ協議会を設立し、地域の特色に合わせたコミュニティの醸成を目指しています。

後期基本計画施策番号 72

## ● サ 行

## 【在宅福祉サービス】

高齢者や障がい者などが、住みなれた地域社会や家庭で生活できるように、公的施策や機能の活用、地域住民の協力などにより行われる社会福祉サービスのこと。

後期基本計画施策番号 22

## 【3R】

Reduce（リデュース＝ごみを出さない）、Reuse（リユース＝再使用する）、Recycle（リサイクル＝再利用する）の頭文字をとった略称で、環境配慮に関するキーワードです。

後期基本計画施策番号 45

## 【三軒協定】

コミュニティによる景観形成と、緑あふれるまち並みの実現に向け、連続する3軒以上の住まい等で一体化したガーデニングや外構など景観に配慮した空間を創出する協定を締結した場合に、その地区を認定し経費の一部を補助しています。

後期基本計画施策番号 58

## 【G I S】

地図や公園情報などをインターネットで閲覧することができる地理情報および付加情報のシステムのことです。

後期基本計画施策番号 77

## 【自主防災会】

自分の身は自分で守る自助と、地域の人々が互いに助けあう共助を有機的に繋げ、地域の防災活動に自主的に取り組む町会・自治会と同一単位で活動する組織です。

後期基本計画施策番号 31

## 【システムの仮想化】

1台のサーバーに、論理的に複数のシステムを導入し動作させることで、機器の効率的な運用を促すことです。

後期基本計画施策番号 78

## 【自治基本条例】

住民自治に基づき、地域の特性に沿った独自の基本理念や仕組み、運営ルールなど、目指す方向を示した条例です。

後期基本計画施策番号 72、73、81

## 【指定管理者制度】

公の施設の管理運営を株式会社等の民間事業者を含む幅広い団体に開放し、民間の能力を活用する仕組みです。

後期基本計画施策番号 9、65、85

## 【シティセールス】

まちの魅力を市内外にアピールし、人や企業に関心を持ってもらい、誘致や定着を図ることで、将来にわたるまちの活力を得ることにつなげる活動です。

後期基本計画施策番号 70

## 【市展】

日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真の6部門における、市民の日ごろの創作活動の成果発表の場であると同時に、市民の芸術・文化活動の裾野を広げることを目的に広く出品者を募り、毎年秋に開催されます。

後期基本計画施策番号 11

## 【児童委員】

児童の保健や生活環境の改善など、児童福祉に関する支援・指導を行う民間奉仕者です。児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、民生委員を兼務しています。

後期基本計画施策番号 19、22

## 【姉妹・友好都市】

【国外】中国の北京と上海のほぼ中間、河南省の開封市とは、昭和59年に友好都市の締結を行い、オーストラリア南東部ニュー・サウス・ウェールズ州のリバプール市とは、平成4年に姉妹都市の締結を行いました。【国内】埼玉県北部の児玉郡美里町とは、平成4年に姉妹都市の締結を行い、福島県南部の白河市とは、平成5年に旧大信村と姉妹都市の締結を行い、平成19年に旧大信村が合併したことに伴い、白河市と改めて友好都市の締結を行いました。

後期基本計画施策番号 71、79

## 【市民大学】

学習意欲のあるすべての市民に開かれた自己学習の場として運営している制度で、市内公共施設などで行う認定講座の総称です。

後期基本計画施策番号 9、10、12、32

## 【市民まちづくり塾】

地区におけるまちづくりの基本的な考え方や都市計画法に定められている「地区計画」という制度を活用したまちづくりの手法などについてのまちづくりを学習する場をいいます。

後期基本計画施策番号 48

## 【社会福祉協議会】

地域社会において、福祉関係者や住民が主体となり、地域の実情に応じて住民の福祉を増進することを目的とする社会福祉法上の社会福祉法人です。住民、市と並ぶ地域福祉の主役のひとつです。

後期基本計画施策番号 19、73

## 【住宅用火災警報器】

火災発生時の煙または熱を自動的に感知し、警報音や音声で知らせてくれる機器です。戸田市では、平成20年6月1日から既存の住宅を含みすべての住宅へ設置が義務づけられています。

後期基本計画施策番号 30

## 【循環型社会】

地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切にし、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、ごみの再資源化を推進する社会です。

後期基本計画施策番号 42、45

## 【障害児放課後児童クラブ】

特別支援学校等に通学する障がい児の放課後における集団生活と健全育成の場の確保を目的としたものです。

後期基本計画施策番号 27

## 【使用収益】

仮換地の指定を受けた土地が使用出来るようになることです。

後期基本計画施策番号 50

## 【消防計画】

火災予防上または災害発生時に行わなければならない防火上必要な事項を定めた計画書です。

後期基本計画施策番号 30

## 【情報公開制度】

市民の「知る権利」を保障する制度で、市民からの請求に基づく、戸田市が保有する行政文書の公開について必要な事項を定めています。具体的には、戸田市に行政文書の公開請求をした場合、個人に関する情報など条例で定められた非公開情報を除き、その情報を公開することを義務付けています。

後期基本計画施策番号 75

## 【消防団】

消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、条例により設置される消防機関です。消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、地域住民を火災・水害から守るために活動します。また、近年は、女性の参加も増加しており、火災予防広報・応急手当の普及指導などにおいて活躍しています。身分は、非常勤特別職の地方公務員です。

後期基本計画施策番号 28

## 【情報リテラシー】

リテラシーは、読み書き能力の意味です。パソコン等の情報機器や情報ネットワークの活用能力、さらに、それらを使いこなしてコミュニケーションする能力の全体をいいます。

後期基本計画施策番号 78

## 【シルバー人材センター】

企業、家庭、公共団体などから高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員に提供する都道府県知事許可の公益法人です。

後期基本計画施策番号 21

## 【新エネルギー】

現在使われている化石燃料や原子力などのエネルギーに対し、再生できる自然エネルギー（太陽光発電、風力発電や太陽熱など）のように、導入が図られているエネルギーです。

後期基本計画施策番号 44

## 【生活道路】

沿線で暮らす人の利用が中心で、通過交通の流入は極力さけるべき道路のことです。

後期基本計画施策番号 52

## 【生活保護制度】

生活に困窮する国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度です。

後期基本計画施策番号 25

## 【清流ルネッサンスⅡ】

水環境の悪化が著しい河川、都市下水路、湖沼、ダム貯水池等において、国・県・市及び地域との協働で策定した「第二期水環境改善緊急行動計画」に基づき、水環境改善施策を推進する事業です。

戸田市では、菖蒲川、笛目川及びこれに流入する河川が平成13年8月に対象河川として選定され、流域全体で様々な水環境改善への取り組みを行うことを目的としています。

後期基本計画施策番号 41

## 【世界測地系】

人工衛星観測等により科学的知識に基づいて設定された、世界共通に使える測地基準系のことです。

後期基本計画施策番号 52

## 【総合型地域スポーツクラブ】

中学校区程度の地域で、学校体育施設や公共スポーツ施設等を拠点とし、多種目・多世代・多志向で構成し、地域住民が主体となって運営する形態のスポーツクラブです。

後期基本計画施策番号 13

## 【相談支援事業所】

障がい者が福祉サービス等を利用しながら、地域で自立した生活ができるよう、様々な相談を受け、必要な助言や支援を行う、障害者自立支援法に基づく事業所です。

後期基本計画施策番号 26

## ● 夕 行

### 【宅地開発等指導要綱】

宅地開発に伴う無秩序な開発防止と秩序ある都市環境の整備を図るため、戸田市内で宅地開発等を行おうとする事業者に対し、戸田市が行う指導及び戸田市が求める協力に関し必要な事項を定めたものです。

後期基本計画施策番号 57

### 【短期入所（ショートステイ）】

介護者が病気などの場合に、短期間、夜間も含め、施設で、入浴・排泄・食事などの介護や日常生活上の支援サービスを提供するものです。

後期基本計画施策番号 27

## 【男女共同参画】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うという考え方です。

後期基本計画施策番号 74

## 【地域福祉】

制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

後期基本計画施策番号 18、19

## 【地域包括支援センター】

地域の高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、そこで、総合相談支援事業等を行うことで、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくように支援を行っていくことを目的とした機関です。

後期基本計画施策番号 20、22、34

## 【地球温暖化】

人間の活動の拡大により二酸化炭素やメタン、亜硫化窒素などの温室効果ガスの濃度が増加し、太陽から地球に注ぐ熱が再び宇宙へ放射するのを防ぎ、地表面の温度が上昇することです。海面水が上昇したり、異常気象が頻発する恐れがあり、自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されています。戸田市では、オールリサイクルの屋上緑化や緑のカーテンなど地球温暖化防止の取り組みをしています。

後期基本計画施策番号 44、63

## 【地区計画】

地区的課題や特性を踏まえ、住民と市が連携しながら、地区の目標すべき将来像を設定し、その実現に向けたまちづくりを誘導するための制度です。

後期基本計画施策番号 48、49

## 【治水】

洪水や土砂災害などから人間の生命・財産・生活を守ることです。

後期基本計画施策番号 55

## 【土に親しむ広場】

市民がレクリエーションや自家用野菜の栽培などを目的として、有料で小面積の農地を利用し、野菜や花を育てるための農園で、いわゆる市民農園のことです。

後期基本計画施策番号 71

## 【DV】

「ドメスティック・バイオレンス」の略で、夫婦間や恋人などの親しい間柄での暴力のことを指します。身体的暴力のみならず、性的暴力や言葉による精神的暴力なども含まれます。

後期基本計画施策番号 37、74

## 【電子市役所】

市民と市をインターネットなどで結ぶことにより、いつでもどこからでも、様々な申請や届け出、相談が出来るようになり、お互いの情報を交換できるような仕組みです。

後期基本計画施策番号 77

## 【特定健康診査】

国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人の対象に、生活習慣病の予防を目的とした健康診査です。

後期基本計画施策番号 23

## 【特別養護老人ホーム】

65歳以上もしくは必要と認められた高齢者で、常時介護を必要としており、原則要介護3以上の認定を受けた方を対象とする入所施設です。

後期基本計画施策番号 20

## 【tocoバス】

戸田市コミュニティバスtoco（トコ）は、公共交通機関がない交通が不便な地域と、駅や病院、公共施設などを結ぶ交通機関です。誰もが乗り降りしやすいノンステップ車両を優先して採用し、ワンコイン（100円）で気軽に利用できます。年末年始を除き、毎日休まずに土日・祝日も平日と同じダイヤで運行しています。

後期基本計画施策番号 64

## 【都市型豪雨】

都市部における、降雨の範囲が非常に狭く、また短時間で降水量が非常に多い集中豪雨です。

後期基本計画施策番号 63

## 【都市型農業】

食料供給機能だけでなく、都市に求められている緑の供給、都市空間、環境保全、防災などの諸機能を果たす農業です。

後期基本計画施策番号 71

## 【都市マスタープラン】

都市計画法に基づいて策定するもので、都市の将来像とその実現のための方針を体系的、総合的に示す基本的な計画（都市計画に関する基本的な方針）をいいます。

後期基本計画施策番号 47

## 【戸田530（ゴミゼロ）運動】

市内の環境美化を図るための市民による一斉清掃運動です。戸田市では、年4回市内全域で行われます。

後期基本計画施策番号 46

## 【戸田市下水道ビジョン】

今後の下水道の目標や、施策を示したものです。

後期基本計画施策番号 61

## 【戸田市障害者就労支援センター】

就労支援員が、市内の障がい者やその関係者からの就労に関連する相談を受け、支援を行う施設です。

後期基本計画施策番号 26

## 【戸田市水道ビジョン】

今後の水道の目標や、施策を示したものです。

後期基本計画施策番号 61

## 【とだピースガードメール】

身近な犯罪情報や不審者情報などを、事前に登録したアドレスに電子メールでお知らせするシステムです。

後期基本計画施策番号 32

## 【土地区画整理事業】

土地区画整理法を根拠法として、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更に関する事業です。

後期基本計画施策番号 39、49、51、55、59、63

## 【土地利用調整方針】

都市マスタープランの将来の都市づくり目標を実現する一つの方策として、主に工業系用途地域内の土地利用をより適切に誘導、調整するための基本方針をいいます。

後期基本計画施策番号 47

## ●ナ 行

### 【内水】

堤防から見て、河川のない側の堤内地に停滯した雨水のことです。

後期基本計画施策番号 63

### 【乳幼児健診】

子どもの発育発達の確認や疾病等の早期発見、育児の相談と保健指導を目的に、乳幼児の成長段階に応じて実施する健康診査です。

後期基本計画施策番号 16

### 【ノンストップ窓口】

休日や時間帯にかかわらず手続きを可能とする窓口です。

後期基本計画施策番号 84

## ●ハ 行

### 【発達障がい】

コミュニケーションの障がい、特徴的なこだわりなどの障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの先天的な様々な要因によって特性が現れる障がいです。

後期基本計画施策番号 26

### 【「華かいどう21」計画】

鉄道高架両サイドにある環境空間を、人々が集い花と緑により演出された華やかで安全、安心な歩行者空間として整備することにより、21世紀における新しい都市空間整備計画です。

後期基本計画施策番号 39

### 【パブリック・コメント】

公的な機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く公に（パブリック）、意見・情報・改善案など（コメント）を求める手続きをいいます。

後期基本計画施策番号 47、75、90

### 【PDCAサイクル】

Plan-計画する、Do-実施する、Check-評価する、Action-改善するという4つのサイクルを繰り返し、継続的に事業活動を改善させる手法のことです。

後期基本計画施策番号 42、52、83、88

### 【病児・病後児保育】

市内に居住し、小学校3年生までの子どもが、病気または病気回復期のため集団生活が困難な時期に、施設にて看護師・保育士により一時的に子どもを預かる事業です。

後期基本計画施策番号 3

## 【ファミリー・サポート・センター】

子どもの一時的な預かりや送迎などの軽易かつ補助的な援助を受けたい人（依頼会員）と、行いたい人（協力会員）が、お互いに会員となって子育て援助活動を行うシステムです。有償ですが、ボランティアで行う活動です。

後期基本計画施策番号 3

## 【扶助費】

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づいて支給される社会保障費や単独で行っている各種扶助の費用をいいます。

後期基本計画施策番号 22

## 【普通救命講習】

心肺蘇生法や止血法などの習得を目的とした講習です。

後期基本計画施策番号 29

## 【防火管理者】

消防法に基づき、一定の資格を有し、防火対象物の防火上の管理を行う者です。

後期基本計画施策番号 30

## 【放課後子ども教室】

放課後や週末などに小学校の余裕教室、校庭、体育館などを活用して、地域の大人の協力を得て、交流する取り組みです。

後期基本計画施策番号 5、6

## 【包括的民間委託】

サービスの質を確保しつつ、民間の創意工夫を活かした効率的な業務を行うための方式で、性能発注方式であること及び複数年契約であることを基本的な要素とするものです。

後期基本計画施策番号 61

## 【保存樹木】

良好な緑を保全するため、一定基準を超えた民有地の樹木を戸田市が指定するものです。同様に保存樹林もあります。

後期基本計画施策番号 38

## 【ボックスカルバート】

主に、道路下などの地中に埋設されるコンクリート製の箱型構造物をいいます。

後期基本計画施策番号 55

## ● マ 行

### 【マルチアクセス】

どこからでもサービスを受けられるという意味です。行政サービスにおいては、ネットワーク化による情報共有が可能となり、在住する市の役所等以外にも、会社や出先の近くにある窓口で手続き等が可能となるサービスのことを指します。

後期基本計画施策番号 84

### 【水と緑のネットワーク形成プロジェクト】

都市の自然を守り、つなげていくことで、人にも生きものにもやさしい、潤いのある都市生活の実現を目指した国のプロジェクトです。戸田市はそのモデル地区となっています。

後期基本計画施策番号 38

## 【民生委員】

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱している民間奉仕者です。住民の生活状態の把握、暮らしに不安がある人に対する相談・助言・支援、社会福祉事業者または社会福祉活動者との連携・活動支援、福祉事務所その他関係行政機関への協力などを職務とします。児童福祉法による児童委員を兼務しています。

後期基本計画施策番号 19、22

## ● ャ 行

### 【ユニバーサルデザイン】

「ユニバーサル」は普遍的、万人の意味です。「デザイン」は計画する、設計するという意味です。高齢者や障がい者など特定の人のためではなく、性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず、出来る限り多様な人々が利用可能な施設や製品、生活環境をデザインするという考え方です。

後期基本計画施策番号 7、53、54

## 【要請限度】

自動車による騒音及び振動がこの値を超え、かつ周辺の生活環境が著しく損なわれる場合、公安委員会と道路管理者へ要請できる基準です。

後期基本計画施策番号 43

## ● ラ 行

### 【老人クラブ】

各地域の高齢者が自主的に集まり、社会奉仕、スポーツ活動、教養講座の開催といったことを通じて、老後の生活を健全で豊かなものにしようと活動している団体です。

後期基本計画施策番号 21

### 【立地適正化計画】

都市再生特別措置法に基づき作成するもので、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランで、都市マスタープランの高度化版としてその一部と見なされる計画をいいます。

後期基本計画施策番号 47、48

## ● ワ 行

### 【ワンストップサービス】

複数の場所や窓口に行かなくても、1か所で複数の窓口に関連する手続きを可能とするサービスです。

後期基本計画施策番号 67